

(様式 1 - 3)

福島県(浪江町)帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和 5 年 2 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	113	事業名	浪江町再生賃貸住宅整備事業(権現堂地区)	事業番号	(1)-5-4
交付団体		浪江町	事業実施主体(直接/間接)	浪江町(直接)	
総交付対象事業費		(33,146 千円) 50,054 (千円)	全体事業費	(35,658 千円) 53,016 (千円)	

帰還・移住等環境整備に関する目標

J R 浪江駅周辺及び新町通りをはじめとする浪江町の既存中心市街地は、建物に対する地震被害のほか、長期間の避難による荒廃が進んでいる。現在も被災家屋等の解体作業が進んでおり、空き地の発生とともに、建物が点在するような街並みになり、計画的な土地利用が阻害される懸念が生じている。

このような折、浪江町では、平成 29 年 3 月に「浪江町中心市街地再生計画」を策定し、「みんなが集い、快適な暮らしとにぎわいのあるまちなか創生」を基本理念に掲げ、各種施策の実施に努めている。

既存中心市街地の再生は、浪江町復興の核として欠かせないものであり、町民の帰還を促進するためにも重要な取り組みと位置づけ、スピード感をもって進めていく必要がある。

については、本業務の実施により、浪江町中心市街地の一日も早い復興と、にぎわいのある環境の再生を目指すものである。

事業概要

本業務は、避難指示解除から 3 年余が経過した浪江町の J R 浪江駅周辺において、令和 2 年度で整理を行った事業素案に基づき、核となるエリア(先導整備エリア)で、帰還される町民や産業団地就業者等の新居住者向けの居住機能を先導的に整備するための設計、整備等を行う。

なお、当該事業については、平成 29 年 3 月に「浪江町中心市街地再生計画」を策定するとともに、浪江町復興計画(第二次)及び現在策定を進めている復興計画(第三次)においても重要施策に位置づけ、その実現に向けた取り組みを行うこととしている。

(事業間流用による経費の変更)(令和 5 年 2 月 16 日)

当該事業において住宅建築基本設計を進める中で、敷地面積、建物の規模構造、隣接間隔、必要な施設等を総合的に検討したことに伴い、工期延長、延床面積が増加したことから事業費が増額となった。これにより、事業に不足が生じ、(1)-5-3 浪江町再生賃貸住宅整備事業(津島地区)より 2,512 千円(国費: 2,198 千円)を当該事業に流用。

このことから交付対象事業費は 33,146 千円(29,002 千円)から、事業費 35,658 千円(国費: 31,200 千円)に増額となった。

当面の事業概要

本業務の対象地域は、浪江町中心市街地再生計画(平成 29 年 3 月策定)に位置付けた区域のうち、町による「先導整備エリア」で帰還される町民や産業団地就業者等の新居住者向けの居住機能を先導的に整備するための設計、整備等を行う。

<令和 4 年度>

基本設計業務 35,658 千円

<令和 5 年度>

地質調査・解析等業務 17,358 千円

<令和 6 年度～>

実施設計業務・建築工事

<本事業の位置づけ>

【浪江町中心市街地再生計画（平成29年3月策定）】

<基本理念>

「みんなが集い、快適な暮らしとにぎわいのあるまちなか創生～ふるさとなみえを未来につなぐ中心市街地を目指して～」

<コンセプト>

○「帰町される町民の方々に対して」・・・中心市街地に居住する方だけでなく、帰町された町民全体、町内全域の方、事業を再開された方に、基礎的な生活サービスやコミュニティ形成の場を提供します。また、安全・安心な居住地としての役割も果たします。

○「当面の帰町が困難な町民の方々に対して」・・・若者や次世代を担う子どもたちを含む全ての町民にとって、人とのつながりや歴史・文化に触れてふるさとを感じ、帰町される意思を高められるような中心市街地を目指します。

○「新たに居住されるの方々に対して」・・・安全・安心な居住環境や元々の町民とのつながり等によって、継続して住みたいと思えるような中心市街地を目指します。

<目標と施策>

○安全・安心のまちづくり

○暮らしやすいまちづくり

○集う・にぎわう・つながるまちづくり

○浪江らしさがあるまちづくり

【浪江町復興計画（第二次）（平成29年3月策定）】

第4章 復興に向けた取組施策

施策3 住まいの再建とまちづくりの推進

《目指す姿と取組》

◆まちづくりの核となるエリアを足掛かりに町全体を再生します。

平成28年度策定の「浪江町中心市街地再生計画」を踏まえたまちづくりの推進を図るとともに、各地域の特性を踏まえた町全域の再生に向けた取組を展開します。

地域の帰還・移住等環境整備との関係

中心市街地内では多くの家屋解体が進み、空き地が増大の一途を辿っている状況にあることから、避難指示解除後であっても、帰還町民が少なく、震災前のような街並みや賑わいを取り戻すことは容易ではない。このような中であっても、町民がふるさと浪江に戻るとい希望を持ち続け、また町外から多くの人に訪れていただくことにより、新たなコミュニティの再構築を図るとともに、移住・定住を促進し、活気あるまちなか再生を目指すため、本業務を実施するものである。

関連する事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
交付団体	

基幹事業との関連性

--

(様式 1 - 3)

福島県(浪江町)帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和 5 年 1 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	115	事業名	津島防災備蓄倉庫等整備事業	事業番号	① -10-10
交付団体		浪江町	事業実施主体 (直接/間接)	浪江町 (直接)	
総交付対象事業費		(4,738 千円) 173,594 千円	全体事業費	(4,738 千円) 173,594 千円	
帰還・移住等環境整備に関する目標					
<p>帰還困難区域の津島地区の特定復興再生拠点は、令和 5 年 4 月の避難指示解除に向け、除染や施設整備を進めている。この特定復興再生拠点内の避難所となる「つしま活性化センター」では、付近に災害時の備蓄品を保存できる公的施設がないことなどのため、住民意向調査を基礎とした避難者に対して、食料等の供給や、トイレ・駐車場が不足する状況となっている。</p> <p>このような中、浪江町復興計画【第三次】において、「防災・減災施設等の整備推進」を掲げており、防災施設の整備を進めており、防災備蓄倉庫及び外部トイレ・駐車場などの必要となる防災まちづくり施設等の整備を行うことにより、安心して豊かな生活が営める環境を創出し、地域の活性化を図ることで、ふるさと浪江の再生・復興を促進させるものである。</p>					
事業概要					
<p>本事業は上記目標を達成するために、防災備蓄倉庫及び外部トイレ・駐車場などの必要となる施設等の設計及び整備を行うものである。</p> <p>&lt;津島地区の避難者&gt; 令和 2 年度実施の住民意向調査より、津島地区において既に浪江町に戻っている・戻りたいと考えている世帯が 44 世帯で、回答世帯の平均人数が 2.4 人であることから、帰還人数は 44 世帯×2.4=約 106 人。</p> <p>&lt;防災備蓄倉庫等の整備&gt; 津島地区の避難所として指定する「つしま活性化センター (支所機能・交流機能)」は、災害時において、食料等を備蓄する倉庫がない、駐車場が不足する、浄化槽の容量が足りない状況となっているため、隣地に以下の施設を整備する。</p> <p>① 防災備蓄倉庫の整備 避難者 106 人分の備蓄倉庫とトラック旋回場所としての外溝 (アスファルト舗装) を整備する。</p> <p>② 駐車場の整備 避難世帯 44 世帯+職員 10 人+関係機関・支援者の約 60 台分の駐車場が必要であることから、不足する 6 台分 (必要台数 60 台-つしま活性化センター敷地内 54 台 (既存 40 台+新設 14 台) の駐車場を整備する。</p> <p>③ トイレの整備 避難者 106 人+職員 10 人+関係機関・支援者等で約 130 名分の浄化槽が必要であることから、不足する 80 人分 (使用者 130 人-既存施設 50 人分=80 人分) のトイレ (浄化槽算定基準の公衆便所 人数=16×便器数: 80 ÷16=便器数 5 個 (男 2・女 2・多目的 1)) を整備する。</p>					
当面の事業概要					
<p>本事業は上記目標を達成するために、必要となる施設等の設計及び整備を行うものである。</p> <p>&lt;令和 4 年度&gt; 津島防災備蓄倉庫等実施設計、地盤調査、敷地測量: 4,738 千円</p> <p>&lt;令和 5 年度&gt; 津島防災備蓄倉庫等整備工事: 165,000 千円 津島防災備蓄倉庫等整備工事監理: 2,656 千円 電柱移設 (敷地内 1 本): 1,200 千円 計 168,856 千円 (今回申請)</p> <p>&lt;浪江町復興計画【第三次】での位置づけ&gt; 第 3 章 帰還困難区域の再生と住みよい環境づくり</p>					

施策1 帰還困難区域の再生 (1) 帰還困難区域の再生 イ 生活環境の再生・整備 施策3 防災・安全の強化 (1) 防災・安全の強化 ウ 防災・減災施設等の整備推進
<b>地域の帰還・移住等環境整備との関係</b> 帰還困難区域の居住者の帰還は少ないことが想定されるため、震災前のような災害時の地区等による共助等が困難となることから、必要な防災の施設・設備を整備することで、災害時でも安心できる環境を創出し、帰還・移住・定住を促進し、活気ある津島地区の再生を目指すため、本業務を実施するものである。
<b>関連する事業の概要</b>  

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

<b>関連する基幹事業</b>	
事業番号	
事業名	
交付団体	
<b>基幹事業との関連性</b>  	

(様式 1 - 3)

福島県（浪江町）帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和 5 年 1 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	96	事業名	復興海浜緑地（多目的広場）整備事業	事業番号	◆ 1 - 1 3 - 2 - 1
交付団体		浪江町	事業実施主体（直接/間接）	浪江町（直接）	
総交付対象事業費		(166,991 千円) 174,166 (千円)	全体事業費	(166,991 千円) 174,166 (千円)	
帰還・移住等環境整備に関する目標					
<p>本事業は、防災集団移転事業により取得した土地を有効活用し、沿岸部の防災機能の構築や震災の記憶を継承するという役割を持たせながら、「いつでも集えるふるさと」の具体化を目標とする。</p> <p>【浪江町復興計画（第三次）】</p> <p>I 夢と希望のある産業と仕事づくり</p> <p>施策 2 新たな産業と雇用の創出 町のにぎわいを創出する様々なイベントの開催や町の魅力、復興の様子等の情報発信に取り組み、関係交流人口の拡大を推進します。</p> <p>II 未来を担う人づくり</p> <p>施策 2 生涯学習環境の充実 生涯学習に取り組める環境の充実により、町民の健康づくりと生きがいつくりを推進します。</p> <p>III 帰還困難区域の再生と住みよい環境づくり</p> <p>施策 3 防災・安全の強化 震災の教訓を生かした防災・安全のまちづくりに取り組みます。</p> <p>V 絆の維持と持続可能なまちづくり</p> <p>施策 1 被災者生活支援・絆の維持 町民と町民・ふるさとをつなぐ絆の維持に取り組みます。</p> <p>施策 3 地域コミュニティ活動の推進 地域のコミュニティ活動を支援します。</p>					
事業概要					
<p>福島県相双地域における地域防災拠点の機能を復興祈念公園と相互に連携して確保するため、福島県地域防災計画に拠点港として位置づけられている請戸漁港の近傍に、緊急物資供給基地として復興海浜緑地を整備するものである。なお、平時は、交流人口の拡大や町民の帰還を促進するため、地域コミュニティ活動や避難先の町民や県内外の人々との交流活動、町民の健康づくりなどにより、賑わいあふれる交流のための多目的広場として活用する。</p> <p>1 整備箇所 浪江町大字請戸字御壇ノ西 他 地内 2 施設規模 約 5ha 多目的広場（パークゴルフ場）=4.0ha、駐車場・管理棟・植栽・園路等=1.0ha)</p>					
当面の事業概要					
<p>令和 3 年度 基本計画 基本設計 地質調査 地形測量 令和 4 年度 実施設計、軟弱地盤解析、用地取得、開発許可申請、水源調査 令和 5 年度 造成工事積算業務委託</p>					
地域の帰還・移住等環境整備との関係					
<p>住居や商業施設、企業の立地環境等も順次整いつつあることから、町民の健康増進や交流の機会をつくる場の早期再開が望まれている。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 御殿南住宅（10 戸）、請戸住宅団地（分譲地 16 区画、災害公営住宅 26 戸）、幾世橋住宅団地（85 戸）、幾世橋集合住宅（80 戸）</li><li>・ 浪江南工業団地（令和 3 年度分譲予定）、請戸水産加工団地（2 区画中、1 区画操業済）</li><li>・ 道の駅なみえ（飲食店、食料品販売、令和 2 年 8 月一部オープン 地場産品販売施設 令和 3 年 3 月オープン）</li><li>・ イオン（食料品、生活用品販売、令和元年 7 月オープン）</li></ul>					

関連する事業の概要	
〈県事業〉 <ul style="list-style-type: none"> <li>・福島県復興祈念公園（令和2年9月一部オープン）</li> <li>・東日本大震災・原子力災害伝承館（令和2年9月オープン）</li> <li>・請戸漁港災害復旧事業（令和2年度完成）</li> </ul>	
〈町事業〉 <ul style="list-style-type: none"> <li>・請戸小学校震災遺構整備事業（令和3年10月24日オープン）</li> <li>・旧請戸共同墓地跡地利用事業（令和4年3月オープン）</li> </ul>	

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	(1)-13-1
事業名	復興祈念公園整備事業
交付団体	福島県

基幹事業との関連性	
<p>○福島復興祈念公園は、東日本大震災による犠牲者への追悼と鎮魂、震災の記憶と教訓の後世への伝承、国内外に向けた復興に対する強い意志の発信等により、人の循環や賑わいを創出し、併せて福島県相双地域における地域防災拠点の機能を有する都市公園（災害が発生した場合において、救援救護活動の前線基地、復旧のための敷材や生活物資の中継としての機能を発する都市公園）として平成30年度に事業着手。</p> <p>○その際、主な防災機能（救援活動拠点、自衛隊前線基地、緊急物資供給基地、インフラ復旧基地、災害瓦礫仮置き場等）の配置計画の案を策定。</p> <p>○このうち医療品や水など緊急物資の供給基地としての機能については、大規模災害時の海上輸送を想定した場合、福島県地域防災計画に拠点港として位置づけられている請戸漁港からの緊急物資を効率的に供給する必要があり、漁港近傍に海上からの緊急物資の集積、荷さばきスペースを確保することで迅速な物資供給が可能となる。</p> <p>○このため、緊急物資供給基地を浪江町が請戸地区に整備する復興海浜緑地において確保し、復興祈念公園と復興海浜緑地が相互に連携することで緊急時の地域防災拠点としての対応が可能となることから、復興海浜緑地を復興祈念公園の効果促進事業として実施する。</p> <p>&lt;参考&gt;</p> <p>1 復興祈念公園を中心とした地域防災力を向上させるための復興海浜緑地の役割</p> <p>(1) 防災公園としての復興祈念公園</p> <p>復興祈念公園は、防災機能を備えた都市公園として、「救護、救援活動の拠点」、「自衛隊の駐屯」、「緊急ヘリポート」、「緊急物資の供給基地」、「インフラ復旧のための資機材等置場」、「災害廃棄物の一時置場」などの役割を担っている。</p> <p>(2) 福島県地域防災計画に位置づけられている請戸漁港</p> <p>浪江町の請戸漁港は、福島県地域防災計画において、相馬港、小名浜港とともに、緊急物資受入れ港として耐震強化岸壁を備えており、双葉地方における防災上の重要な拠点港となっている。</p> <p>(3) 復興海浜緑地や駐車場（約5ha）を緊急物資供給基地として活用</p> <p>復興祈念公園は、東日本大震災による犠牲者への追悼と鎮魂、震災の記憶と教訓の後世への伝承、国内外に向けた復興に対する強い意志の発信等により、人の循環や賑わいを創出する都市公園として整備しており、限られたオープンスペースで防災拠点として期待する役割を十分に機能するためには、効率的な緊急物資等の供給が必要である。</p> <p>このことから、復興海浜緑地が有するオープンスペースを請戸漁港等からの緊急支援物資の荷捌きや仮置場として活用することにより、復興祈念公園の防災機能を十分に発揮することができる。</p> <p>また、緊急度や優先度に応じたユーティリティが求められることから、オープンスペースの使用目的や用途を設定せず、一時避難地としての機能や、人、モノが自由に展開できる場としてスペースを確保し、復興祈念公園や請戸漁港と連携した防災ネットワークを構築することによる相乗効果により、互いの防災機能を強化することができる。</p> <p>(4) 緊急時における衛生的な医療環境の提供</p> <p>管理棟内のスペースや給湯施設、トイレ等を活用し、重傷者や負傷者に清潔で衛生的な医療環境を提供することが可能。</p> <p>(5) 広域輸送基地としてヘリポートを提供</p> <p>重傷者の搬送や緊急物資の輸送の際は、復興祈念公園のサブヘリポートとしてオープンスペースを活用する。</p> <p>また、復興祈念公園が、福島第一原子力発電所のPAZ(5km以内)にあるため、PAZの外に整備する復興海浜緑地が復興祈念公園のバックアップヘリポートとしても機能する。</p> <p>2 「追悼と鎮魂」、「記憶の伝承」、「復興の発信」を促進する復興海浜緑地の役割</p>	

(1) 復興祈念公園の目的

復興祈念公園は、東日本大震災による犠牲者への追悼と鎮魂をはじめ、震災の記憶と教訓を後世へ伝承するとともに、国内外に向けた復興に対する強い意志を発信することを目的とし、国営追悼・祈念施設と一体的に整備することとしている。

(2) 復興海浜緑地の利用者を復興祈念公園に導く

平時には各種イベント等を開催し県内外から多くの人々を当地に呼び込み、復興祈念公園に導くことによって、福島へ思いを寄せていただく。

(3) 日常の賑わいと震災の記憶が繋がる空間

復興海浜緑地は、交流の場として賑わいを取り戻すための重要な施設となり、一方で、近傍の復興祈念公園には静寂な国営の「追悼と鎮魂の丘」が整備され、動と静の連続した空間が広がることになる。

復興海浜緑地と復興祈念公園では、人々が違う目的で時間を過ごすのが、一帯の空間の中でそれぞれの施設の目的を認識し、互いの空間に思いを馳せることによって、震災の悲しい記憶から日常の生活を取り戻した喜びを同時に強く感じ取ることができる。

(4) 町の震災遺構（請戸小学校）と連携した取り組み

復興海浜緑地の利用者に、町内の地震・津波発生時の被災状況や長期化する避難者の苦悩、町民のコミュニティ活動の様子、復旧から復興に向けた町の軌跡などを体感していただくため、管理棟内において、震災遺構として保存する請戸小学校と連携した企画・イベント等を検討し、相乗的に効果を発現する。

(様式 1 - 3)

福島県(浪江町)帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和 5 年 1 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	60	事業名	浪江町埋蔵文化財発掘調査事業	事業番号	(1)-17-1
交付団体		浪江町	事業実施主体 (直接/間接)	浪江町 (直接)	
総交付対象事業費		(1,283,554 千円) 1,889,038 (千円)	全体事業費	(1,283,554 千円) 1,889,038 (千円)	
帰還・移住等環境整備に関する目標					
一部地域の避難指示が解除された浪江町内において、雇用の創出や住環境の整備等の各種開発事業を進めるにあたり、埋蔵文化財包蔵地（以下「遺跡」とする。）の有無や、範囲・内容（年代や性格）等を明らかにするため、分布調査及び試掘確認調査を実施し、開発と埋蔵文化財の保護の両立を図る。 開発事業との調整を図ったうえで、埋蔵文化財への影響が避けられない場合は、発掘調査による記録保存を実施する。					
事業概要					
町内の帰還促進に向けた環境整備（開発）を行うにあたり、開発予定地内における遺跡の有無や、範囲・内容等を事業開始前の計画段階から把握し、開発と埋蔵文化財の保護の両立を図る。 1 分布調査 開発が計画されている範囲について、既知のものを含めた遺跡の有無やその範囲・性格等を、現地を実際に踏査することにより判断する。 2 試掘確認調査 分布調査実施後に、本発掘調査の要否や本発掘調査を要する範囲、その期間や費用等を算定する資料を得ることを目的とした調査。人力または重機により小規模な掘削を行ない、遺構や遺物を検出することで、遺跡の拡がり、深度、性格等を把握する。 分布調査、試掘確認調査の結果を基に、遺跡保存のための工法や設計等の変更について開発側と協議し、開発と埋蔵文化財の保護の両立のための調整を図る。 3 発掘調査 分布調査、試掘確認調査の結果を踏まえた開発側との協議において、埋蔵文化財（遺構・遺物）への影響が避けられない場合において、記録保存に向けた発掘調査を実施する。					
※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください					
当面の事業概要					
＜平成 29 年度＞ 北棚塩ロボット関連産業団地整備事業、北産業団地整備事業 浪江町道路整備事業（小熊田宮田線）における分布調査及び試掘調査 ＜平成 30 年度＞ 棚塩地区雇用創出エリア（棚塩産業団地南側）分布調査及び試掘確認調査 ＜平成 31 年度＞ 防災拠点整備事業（帰還困難区域復興再生拠点浪江町室原地区）、中心市街地等 分布調査及び試掘確認調査 ＜令和 2 年度＞ 棚塩地区復興牧場試掘調査 復興まちづくり地区公共施設（幾世橋地区）整備に伴う発掘調査 ＜令和 3 年度＞ 駅前一団地整備事業試掘確認調査 復興まちづくり地区公共施設（幾世橋地区）整備に伴う発掘調査報告書作成（平成 31 年度試掘調査・令和 2 年度発掘調査実施済） 棚塩地区酪農復興牧場発掘調査（第 1 次）（平成 30 年度・令和 2 年度試掘確認調査実施済） ※ 2・3 次調査に向けてより詳しい遺構分布状況把握するための試掘確認調査も併せて実施する。					

<p>&lt;令和4年度&gt;</p> <p>棚塩地区酪農復興牧場発掘調査（第1次）報告書作成</p> <p>棚塩地区酪農復興牧場発掘調査（第2次）</p> <p>&lt;令和5年度&gt;</p> <p>棚塩地区酪農復興牧場発掘調査（第2次）報告書作成</p> <p>棚塩地区酪農復興牧場発掘調査（第3次）</p>
<p>地域の帰還・移住等環境整備との関係</p> <p>町内で進められている各種帰還環境の整備事業においては、事前に遺跡の試掘確認調査を実施することで、開発事業の計画段階からの円滑な調整が図られる。開発による影響が避けられない場合において、速やかに発掘調査による記録保存を図ることで住民の帰還に向けた各種整備事業の円滑な実施につながるため。</p>
<p>関連する事業の概要</p> <p>・畜産施設整備事業</p> <p>町の農業復興拠点として大規模畜産施設を整備することにより耕畜連携を図り、営農再開、町民の帰還を促進する。</p>

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1 - 3)

福島県(浪江町)帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和 5 年 1 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	82	事業名	浪江町水道施設整備事業	事業番号	2-20-4
交付団体		浪江町	事業実施主体 (直接/間接)	浪江町 (直接)	
総交付対象事業費		(1, 510, 199 (千円)) 1, 834, 741 (千円)	全体事業費	(1, 510, 199 (千円)) 1, 834, 741 (千円)	
帰還・移住等環境整備に関する目標					
<p>・就労の場を確保し住民の帰還を促進するために、棚塩産業団地及び南産業団地及び北産業団地、請戸産業産地を整備する。</p> <p>現状の管網での最大供給可能量は、3, 700m<sup>3</sup>/日である。棚塩産業団地 (4, 000m<sup>3</sup>/日) 及び南産業団地 (1, 840m<sup>3</sup>/日)、北産業団地 (329m<sup>3</sup>/日)、請戸産業団地には、小野田取水場の系統から配水しており、既存取水能力及び配水管の口径では不圧及び供給不足となる。このため、上記産業団地整備に伴い、需要量の精査及び配水計画を再構築した上で必要な配水管整備を実施し、浪江町内での生活と企業活動に必要な不可欠な生活用水、工業用水等の確保により、町民帰還の促進と、雇用創出を図る。</p> <p>・井戸により生活をしていた方が、東日本大震災及び原子力発電所事故による影響で井戸水が枯れた等により、同じ場所での生活再建が困難な状況にある。このため、帰還促進し町民が、浪江町で生活再建ができるよう、未給水地域での飲料水の確保の支援を行う。</p> <p>・生涯学習に取り組める環境を整備し、帰還を促進するために必要な飲料水確保を行う。</p> <p>・複数地区にまたがる基幹管路並びに人口密集率の高い地区において、東日本大震災及び原子力発電所事故による影響により適時交換することができなかつた老朽管の耐震化・配水管整備を実施し、帰還町民等の安定した生活用水の確保を図る。</p>					
事業概要					
<ul style="list-style-type: none"><li>・棚塩産業団地及び北・南産業団地及び請戸産業団地等への用水を確保するため</li><li>・配水管の設計及び配水管布設工事 (L=800m) を行う。また、来年度以降に布設する配水管路については、市街地区域になるため、他の埋設管路、道路幅員、J R及び国道横断などの条件により制約されるため、事前の調査による路線決定をするための基本設計を行う。</li><li>・帰還住民の水源確保に伴う配水管工事 (L=100m) を行う。</li><li>・小野田取水井戸の設計及び増ボーリング工事を行う。</li><li>・小野田取水場敷地造成及び建築工事を行う。</li><li>・高区配水場の設計を行う。</li><li>・帰還住民の水源確保に伴う配水管工事を行う。</li><li>・生活環境整備として配水管路整備を行う。</li></ul>					
当面の事業概要					
<p>&lt;平成 30 年度&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・調査及び比較検討、計画作成</li></ul> <p>&lt;平成 31 年度&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・産業団地計画に伴う配水管布設工事 (小野田系統第 1)</li><li>・産業団地計画に伴う配水管設計業務委託 (苅野系統第 1)</li><li>・産業団地計画に伴う配水管布設工事 L = 767. 9m (苅野系統第 1 : 道路拡幅部)</li><li>・配水管布設に伴う管網計算等業務委託</li></ul> <p>&lt;令和 2 年度&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・産業団地計画に伴う配水管布設工事 L = 1032. 1m (苅野系統第 1 : 既存道路部)</li><li>・産業団地計画に伴う小野田配水管設計及び配水管布設工事 (D B 方式) L = 2, 010m</li><li>・産業団地計画に伴う井戸設計に係る需要量調査及び管網計算業務委託</li><li>・小野田取水場建築設計及び井戸の詳細設計業務委託</li><li>・産業団地計画に伴う小野田送水管設計及び送水管布設工事 (D B 方式) L = 340m</li></ul>					

<令和3年度>

- ・産業団地計画に伴う小野田配水管設計及び配水管布設工事（DB方式） L=800m
- ・産業団地計画に伴う小野田配水管基本設計
- ・帰還住民に伴う配水管工事 L=100m
- ・小野田取水場造成工事・小野田取水井戸詳細設計業務委託
- ・高区配水場設計 ・帰還住民に伴う配水管工事 L=130m

<令和4年度>

- ・配水管工事（高瀬地区） L=71m・帰還住民に伴う配水管工事 L=140m・帰還住民に伴う配水管工事 L=140m
- ・帰還住民に伴う配水管工事 L=160m

<令和5年度>

- ・老朽管配水管布設工事  
権現堂1工区 L=390m 3工区 L=330m 4工区 L=300m 国道6号線横断 L=168m 県道 L=398m  
国道114号2工区 L=454m

地域の帰還・移住等環境整備との関係

・これまでの地域経済を支えてきた産業は原子力災害により甚大な被害を受けた。避難した住民の帰町判断の一つである雇用の場の確保は当町の帰還再生のための喫緊の課題である。地域経済を立て直したために既存産業の再生と併せて新たな産業集積を図り相当数の雇用の場を確保すること、その新たな産業の受け皿となる産業団地整備を行うことで避難住民の帰還と新たな住民の定住促進に繋がり、地域の再生を加速させる。さらに、棚塩産業団地の整備は、これまでにない新たな風を起こすものであり、町民の帰還はもとより、雇用の創出や地域経済の再生など、その後の復興・発展に大きく寄与するものである。また、新たに整備を行う、駅前中心市街地は浪江町の顔となる駅周辺を大規模に整備することで、避難住民の帰還や新たな住民の定住促進にも繋がるものである。  
(利用見込人数 約1,500人/年間)

関連する事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号

事業名

交付団体

基幹事業との関連性

(様式 1 - 3)

福島県(浪江町)帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和 5 年 1 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	107	事業名	浪江町水道施設整備事業 (基金型)	事業番号	2-20-5
交付団体	浪江町		事業実施主体 (直接/間接)	浪江町 (直接)	
総交付対象事業費	(2,170,762(千円)) 2,205,478(千円)		全体事業費	(2,170,762(千円)) 2,205,478(千円)	
帰還・移住等環境整備に関する目標					
<p>就労の場を確保し住民の帰還を促進するために、棚塩産業団地及び南産業団地、北産業団地を整備する。 現状の管網での最大供給可能量は、3,700m<sup>3</sup>/日である。棚塩産業団地 (4,000m<sup>3</sup>) 及び南産業団地 (1,840m<sup>3</sup>/日)、北産業団地等 (329m<sup>3</sup>/日) には、小野田取水場の系統から配水しており、既存取水能力及び配水管の口径では不圧及び供給不足となる。このため、上記産業団地整備に伴い、需要量の精査及び配水計画を再構築した上で必要な配水管整備を実施し、浪江町内での生活と企業活動に必要な不可欠な生活用水、工業用水等の確保により、町民帰還の促進と、雇用創出を図る。</p>					
事業概要					
<ul style="list-style-type: none"><li>・棚塩産業団地及び北・南産業団地等への用水を確保するため</li><li>・小野田取水場建築工事及び建築監理を行う。</li><li>・小野田送水管路の詳細設計を行う。</li><li>・小野田取水場水源改良工事及び工事監理を行う。</li><li>・小野田配水場建築工事及び建築監理を行う。</li></ul>					
当面の事業概要					
<p>&lt;平成 30 年度&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・調査及び比較検討、計画作成</li></ul> <p>&lt;平成 31 年度&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・産業団地計画に伴う配水管布設工事 (小野田系統第 1)</li><li>・産業団地計画に伴う配水管設計業務委託 (苺野系統第 1)</li><li>・産業団地計画に伴う配水管布設工事 L=767.9m (苺野系統第 1 : 道路拡幅部)</li><li>・配水管布設に伴う管網計算等業務委託</li></ul> <p>&lt;令和 2 年度&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・産業団地計画に伴う配水管布設工事 L=1032.1m (苺野系統第 1 : 既存道路部)</li><li>・産業団地計画に伴う小野田配水管設計及び配水管布設工事 (DB 方式) L=2,010m</li><li>・産業団地計画に伴う井戸設計に係る需要量調査及び管網計算業務委託</li><li>・小野田取水場建築設計及び井戸の詳細設計業務委託</li><li>・産業団地計画に伴う小野田送水管設計及び送水管布設工事 (DB 方式) L=340m</li><li>・産業団地計画に伴う小野田送水管設計及び送水管布設工事 (DB 方式) L=700m</li></ul> <p>&lt;令和 3 年度&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・産業団地計画に伴う小野田配水管設計及び配水管布設工事 (DB 方式) L=800m</li><li>・帰還促進配水管路布設工事</li><li>・小野田配水場基本設計及び詳細設計</li><li>・小野田取水場水源改良詳細設計業務委託</li><li>・小野田取水場造成工事</li><li>・小野田配水管基本設計業務委託</li></ul> <p style="text-align: center;">～第 33 回までが単年度型で実施～</p> <p>&lt;令和 3 年度基金型&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・小野田取水場建築工事</li><li>・小野田取水場建築監理業務委託</li></ul>					

<令和4年度基金型>

- ・小野田送水管詳細設計 L=2160m
- ・小野田取水場水源改良監理業務委託
- ・小野田配水場建築監理業務委託

<令和5年度基金型>

- ・小野田取水場水源改良工事（単価入替等による増額分）
- ・小野田配水場建築工事（単価入替等による増額分）

※下線部 今回申請箇所

地域の帰還・移住等環境整備との関係

これまでの地域経済を支えてきた産業は原子力災害により甚大な被害を受けた。避難した住民の帰町判断の一つである雇用の場の確保は当町の帰還再生のための喫緊の課題である。地域経済の立て直したために既存産業の再生と併せて新たな産業集積を図り相当数の雇用の場を確保すること、その新たな産業の受け皿となる産業団地整備を行うことで避難住民の帰還と新たな住民の定住促進に繋がり、地域の再生を加速させる。さらに、棚塩産業団地の整備は、これまでにない新たな風を起こすものであり、町民の帰還はもとより、雇用の創出や地域経済の再生など、その後の復興・発展に大きく寄与するものである。

関連する事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

福島県(浪江町)帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和 5 年 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	1	事業名	外部被ばく線量測定事業	事業番号	(3) -23-1
交付団体	浪江町		事業実施主体 (直接/間接)	浪江町 (直接)	
総交付対象事業費	(695,382 (千円) 698,987 (千円)		全体事業費	(695,382 (千円) 698,987 (千円)	
帰還・移住等環境整備に関する目標					
町民の外部被ばくに対し、わかりやすい放射線測定を実施することにより不安解消を図り、帰還の促進につなげる。					
事業概要					
町内外にお住いの町民、役場職員、町内で仕事や活動をしている人に積算線量計 (以下 D シャトルとする。) を貸与する。D シャトルの特性である 1 時間ごとの被ばく線量が分かるため、どこにいた時に線量が高く、どこにいた時に低いか、もしも浪江でずっと暮らした場合等のおおよその積算線量も推計できるので、装着者本人が被ばく線量を把握しやすく、それに応じた行動や対応ができるように相談を受け助言を行っていく。令和 5 年度春には特定復興再生拠点区域の解除が控えているため D-シャトルを積極的に利用していただき、できるだけ一人おひとりがどのような不安、心配ごとを抱えているのかを捉え、一緒に考えたりその改善策を見出したりしながら合理的な判断ができるよう、リスクコミュニケーションを行っていく。					
当面の事業概要					
＜令和 5 年度＞ ○D-シャトル ・利用したい人には借用申請書を書いていただき、随時貸出す。 ・利用中の人には、電池が切れる前に点検・校正の通知をし、現在利用中の D シャトルを返却してもらおうが、その間、希望者には何度でも読取り・説明を行う。 ・返却された D シャトルの読取りを行い、窓口に来れない人には報告書と新しい D-シャトルを送付し、電話で説明を行う。直接窓口に戻却に来た人には、測定結果を説明し、新しい D-シャトルを貸出す。 ・町内での居住及び活動を希望する方で放射線不安がある方には D-シャトルの使用を推奨していく。 ・令和 4 年度の利用者は約 350 人であるが、拠点区域解除の人と新規利用者を見込み、点検・校正を 800 台行う。					
＜令和 6 年度以降＞ 継続しての実施を予定。					
浪江町復興計画【第三次】 第 4 章 健康と福祉のまちづくり 施策 3 (1) 放射線による健康不安への対策 イ 放射線の影響を自分で計測できる環境づくり					
地域の帰還・移住等環境整備との関係					
本事業の実施により、町民との放射線に対するリスクコミュニケーションを勧めていき、放射線の理解や不安を軽減することによって町民の帰還を促進することは、地域の再生加速化につながる。また、町内での事業再開、地域保全対策、防犯・防災対策など住民との協働による取組みを実施して下さる方々にも貸出しをすることで、ひいては帰還意向の促進を図ることにつながる。					
関連する事業の概要					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

福島県(浪江町)帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和 5 年 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	3	事業名	甲状腺検査事業	事業番号	(3)-23-3
交付団体	浪江町		事業実施主体(直接/間接)	浪江町(直接)	
総交付対象事業費	(5,947(千円) 6,074(千円)		全体事業費	(5,947(千円) 6,074(千円)	

帰還・移住等環境整備に関する目標

甲状腺検査を行うことで、町民の放射線被ばくリスクによる健康への影響・不安の解消を図り、帰還の促進へつなげる。年々受診者数は減少傾向にあるが、放射線に対して不安を感じている町民は多いので、長期的且つ継続的に事業を実施する必要がある。

事業概要

福島県が行っている甲状腺検査は、震災当時 18 歳以下だった者が 20 歳になるまでは 2 年ごと、それ以降は 5 年ごととしている。町では震災当時 19~40 歳以下を対象とし、うち町独自の検査を 1 度も受けたことがない者と震災当時 18 歳以下で県の検査の対象ではない年に受けられるよう、仮設津島診療所、ひらた中央クリニック(震災復興支援放射線対策研究所)及び全日本民主医療機関連合会(県内外の加入病院 106 か所)において対象者が無料で検査を受けれるようにしている。(受検実績…19~40 歳以下 581 人/4,943 人、18 歳以下 1,539 人/3,639 人)

当面の事業概要

<令和 5 年度>

震災当時 40 歳以下の町民を対象として検査を実施する。

想定受診人数(仮設津島診療所) 10 名  
(ひらた中央クリニック) 10 名  
(全日本民主医療機関連合会) 5 名

<令和 6 年度>

令和 5 年度に同じ

令和 5 年度以降対象者数 19 歳~40 歳以下 4,362 人 18 歳以下 2,100 人

浪江町復興計画【第三次】

第 4 章 健康と福祉のまちづくり

施策 3 (1) 放射線による健康不安への対策

ア 放射線の健康への影響に関する検査体制の充実

地域の帰還・移住等環境整備との関係

放射線の健康不安の解消に努めることにより、帰還して町内での生活基盤の確立、事業再開、地域保全対策、防犯・防災対策などの住民との協働による取組みを実施することで、帰還の促進を図っていく。

関連する事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1 - 3)

福島県(浪江町)帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和 5 年 1 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	5	事業名	放射線測定器校正事業	事業番号	(3) - 23 - 5
交付団体	浪江町		事業実施主体 (直接/間接)	浪江町 (直接)	
総交付対象事業費	(225,804 (千円)) 237,001 (千円)		全体事業費	(225,804 (千円)) 237,001 (千円)	

帰還・移住等環境整備に関する目標

町民の放射線被ばくリスクや健康への影響・不安を各放射線に関する検査により解消を図り、帰還意向の促進へつなげる。

事業概要

平成 24 年度に放射線への不安解消、町民の安心確保のため、浪江町全世帯へ配布した放射線測定器について、利用世帯へ通知し、性能を維持するため、年 1 回定期的に回収・点検・校正・修繕を行う。

また、町内防犯対策のため町民へ町が委嘱しパトロールを実施している、防犯見守り隊が常時使用している測定器等についても、性能維持のため校正を実施し、継続した町民の安心安全な立入りの機会を確保していく。

当面の事業概要

<令和 5 年度>

全世帯を対象に配布した放射線測定器の機器メンテナンスのための回収・点検・校正・修繕を行う。

配布してから 10 年が経過するため、修繕が増加している。点検依頼の約半数が修繕を行っている。

想定台数：(持込) 50 台 (郵送) 850 台 計 900 台 (うち修繕 770 台)

(見守り隊用) 20 台 計 20 台

<令和 6 年度>

継続しての実施を予定している。

浪江町復興計画【第三次】

第 4 章 健康と福祉のまちづくり

施策 3 (1) 放射線による健康不安への対策 P 8 1

地域の帰還・移住等環境整備との関係

課題とされる、被ばくリスク・放射線健康不安の解消に努めることにより、帰還困難区域に立ち入りする町民が安心して立ち入ることができ、しいては町内に帰還した町民または、帰還を目指す町民及び事業再開、地域保全対策並びに防犯・防災対策など町民との協働による取組みを実施することで、帰還意向の促進を図る。

関連する事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1 - 3)

福島県(浪江町)帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和 5 年 1 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	8	事業名	水道水に対する住民の不安解消事業	事業番号	(3)-23-6																												
交付団体	浪江町		事業実施主体 (直接/間接)	浪江町 (直接)																													
総交付対象事業費	(451,196(千円)) 497,819(千円)		全体事業費	(451,196(千円)) 497,819(千円)																													
帰還・移住等環境整備に関する目標																																	
住民の早期帰還促進に資するべく、町内の 4 箇所の取水場(苧野、大堀、谷津田、小野田)において放射性物質モニタリングを実施し、結果について広く住民に周知し、理解促進を図ることによって住民の一層の安全につなげていく。																																	
事業概要																																	
水道水に対する住民の不安を払拭するためには、連続的な放射性物質モニタリング検査を実施し、水道水の安全性を常時監視できる体制を整えることが重要である。このため、町内 4 箇所の取水場にある水道自動サンプリング機器の保守点検を行う。 また、水質検査も併せて実施する。各項目により違いはあるが、年 1 回から 1 2 回実施する。飲料水として安全安心な水を提供できることで、町民や事業者が安心して帰還し、ふるさと浪江町の復旧復興へ尽力できる環境を確保する。																																	
当面の事業概要																																	
＜令和 5 年度＞																																	
・ 町内 4 箇所の取水場における放射性物質の 24 時間モニタリング検査機器の保守点検																																	
・ 水質検査																																	
<table border="1"><thead><tr><th>検査項目</th><th>実施回数 (年)</th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="2">【浄水】</td></tr><tr><td>水質基準 51 項目検査</td><td>4</td></tr><tr><td>水質基準 49 項目検査</td><td>12</td></tr><tr><td>水質基準 9 項目検査</td><td>32</td></tr><tr><td>水質基準 2 項目検査</td><td>8</td></tr><tr><td>水質管理目標設定 16 項目</td><td>4</td></tr><tr><td colspan="2">【原水】</td></tr><tr><td>水質基準 39 項目検査</td><td>4</td></tr><tr><td>水質基準 8 項目検査</td><td>12</td></tr><tr><td>指標菌検査 (嫌気性芽胞菌)</td><td>20</td></tr><tr><td>指標菌検査 (大腸菌定性)</td><td>20</td></tr><tr><td>クリプトスポリジウム・ジアルジア検査</td><td>7</td></tr><tr><td>保菌検査</td><td>12</td></tr></tbody></table>						検査項目	実施回数 (年)	【浄水】		水質基準 51 項目検査	4	水質基準 49 項目検査	12	水質基準 9 項目検査	32	水質基準 2 項目検査	8	水質管理目標設定 16 項目	4	【原水】		水質基準 39 項目検査	4	水質基準 8 項目検査	12	指標菌検査 (嫌気性芽胞菌)	20	指標菌検査 (大腸菌定性)	20	クリプトスポリジウム・ジアルジア検査	7	保菌検査	12
検査項目	実施回数 (年)																																
【浄水】																																	
水質基準 51 項目検査	4																																
水質基準 49 項目検査	12																																
水質基準 9 項目検査	32																																
水質基準 2 項目検査	8																																
水質管理目標設定 16 項目	4																																
【原水】																																	
水質基準 39 項目検査	4																																
水質基準 8 項目検査	12																																
指標菌検査 (嫌気性芽胞菌)	20																																
指標菌検査 (大腸菌定性)	20																																
クリプトスポリジウム・ジアルジア検査	7																																
保菌検査	12																																
＜令和 6 年度以降＞																																	
令和 5 年度と同様																																	
地域の帰還・移住等環境整備との関係																																	
上記の取り組みにより、町内の上水道の安全性を確保し、住民に広く理解していただくことで避難住民の早期帰還促進に向け、一層の安心につなげることに寄与する。																																	

関連する事業の概要
-----------

--

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業
----------

事業番号	
------	--

事業名	
-----	--

交付団体	
------	--

基幹事業との関連性
-----------

--

(様式 1 - 3)

福島県(浪江町)帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和 5 年 1 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	11	事業名	除染検証による線量低減対策事業	事業番号	(3)-23-7
交付団体	浪江町		事業実施主体 (直接/間接)	浪江町 (直接)	
総交付対象事業費	(583,469(千円)) 593,336(千円)		全体事業費	(583,469(千円)) 593,336(千円)	
帰還・移住等環境整備に関する目標					
<p>浪江町は、特定復興再生拠点区域の避難指示解除について、令和 5 年春を目標に除染を進めている。解除にあたっては、放射線による健康被害を懸念する町民の声を払拭し、町内への帰還を促進し安心安全に暮らすため、様々な取組みを実施し不安を解消していきたいと考える。</p> <p>その為に、有識者で構成する「除染検証委員会」にて線量不安案件について検証し、線量低減策を提案いただく。また、除染後の宅地等の生活空間の線量分布をガンマカメラで可視化し、それらのデータを活用しながら放射線に対するリスクコミュニケーションを図り、町内で暮らすことへの安心感を持ってもらい、帰還を考えている町民の帰還意欲や希望を醸成させることを目的とする。</p>					
事業概要					
<p>町民の放射線に対する理解促進のため、除染後の線量状況をガンマカメラで可視化して除染の効果を示し、放射線に対するリスクコミュニケーションを図ることにより、町民の安心安全を担保する。</p> <p>また、有識者で構成する「除染検証委員会」を開催し、放射線の不安が残る事案について線量低減策を提案いただき、それをもとに環境省に対して適切な低減対策事業の実施を求め、町民が安心して暮らすことができるよう検証を進めていく。</p> <p>なお、本事業は浪江町復興計画【第三次】において、復興の基本方針に沿った健康と福祉のまちづくりのため、復興に向けた施策として位置づけ実施する。</p>					
当面の事業概要					
<p>&lt;令和 5 年度&gt;</p> <p>特定復興再生拠点区域内の除染の完了した家屋や家屋跡地（宅地等）についてガンマカメラでの撮影を行う。なお、令和 4 年度に撮影を実施していない土地を対象とする。</p> <p>除染検証委員会ではガンマカメラの撮影結果も活用しながら、線量不安案件の線量低減策の提案をいただき、環境省に適切な低減対応を求める。それらを基に放射線に対するリスクコミュニケーションを図っていく。</p>					
地域の帰還・移住等環境整備との関係					
<p>当町は、放射線による汚染被害を受け除染をしなければ居住が困難な区域が存在する。適切な除染を実施し、町内で暮らすことへの安心感を持つことで町民の帰還促進が期待される。また、町民自身が放射線についての正しい知識を得ることで、リスクコミュニケーションの強化が図られ、安心安全に暮らすことができる。</p>					
関連する事業の概要					
<p>外部被ばく線量測定事業、内部被ばく検査事業、甲状腺検査事業、水質検査事業など、従前より実施している事業と合わせ、放射線に関する町民の不安軽減に資する取り組みを強化する。</p>					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	重複
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

福島県(浪江町)帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和 5 年 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	27	事業名	自家消費野菜等放射能検査事業	事業番号	(3) -23-8
交付団体	浪江町		事業実施主体 (直接/間接)	浪江町 (直接)	
総交付対象事業費	(161,527(千円)) 175,183(円)		全体事業費	(161,527(千円)) 175,183(千円)	

帰還・移住等環境整備に関する目標

東日本大震災に伴う東京電力第一原子力発電所の事故後、12 年を経過しようとする今も、多くの町民が放射能による健康への影響に不安を抱いている。空間線量が及ぼす体への影響「外部被ばく」同様、普段の食事等から受ける「内部被ばく」について町民から不安の声が多く寄せられている。

また、長年親しんできた山菜、きのこ類や自家消費作物の放射能不安は地域の食文化の衰退を招くだけではなく、食全般に対する不安を払拭しきれていないために帰還をより困難にしている。

食に対する不安払拭のため、町民自らが育てた農作物、採取した自家消費野菜等を持ち込み自分の目で安全性を確認することができる測定環境を整えるとともに、検査結果を公表することで安心・安全を確保し、放射線に対する不安軽減が図れ、帰町へ向けての意欲を高め避難住民の帰還を促進することで、町の復興を加速させることを目標とする。

更に浪江町立なみえ創生小学校・中学校及び浪江にじろこども園の給食に使用する食材等を学校敷地内のなみえ創成小・中学校調理場に設置した測定器で測定することにより、児童・生徒・園児・保護者に対して給食の放射能に対する安全・安心を確保する。

事業概要

県から無償譲渡された放射能簡易分析装置 1 台及び県から貸与の非破壊式放射能測定器 1 台、並びに町で購入したゲルマニウム半導体検出器 1 台を使用し、町民自身が口にする食品(自家栽培野菜、井戸水等)を測定する。更に、なみえ創成小・中学校調理場に町で購入した非破壊式放射能測定器 1 台を設置し、小・中学校・浪江にじろこども園の給食に使用する食材等を測定する。

1. 町民からの受付

- ・対象者 : 浪江町民及び浪江町内に居住・通勤している方等
- ・費用 : 無料
- ・場所 : 浪江町役場本庁舎
- ・受付日時 : 平日(土、日・祝日を除く)午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
- ・測定品目 : 飲用水(井戸水、わき水など)、町内や避難先での家庭菜園などの農作物、その他の食品(山菜等)、農作物を栽培している農園の土壌(土壌とそこで栽培された作物を一緒に持参された場合のみ検査。土壌のみの検査は不可)。
- ・検査対象外 : 自らが食用とするもの以外、市販されているもの、帰還困難区域のもの。
- ・申し込み方法 : 窓口で受付し受取る。
- ・測定結果の通知方法 : ①郵送 ②直接窓口受渡し ③電話により測定結果報告
- ・検査結果の公表 : 毎月食品の放射能簡易分析結果を広報等へ掲載。

2. 学校給食

- ・場所 : なみえ創成小・中学校調理場
- ・測定品目 : 浪江町立なみえ創生小学校・中学校・浪江にじろこども園の給食に使用する食材等
- ・測定結果の通知方法 : 検査終了後、結果報告

【浪江町復興計画【第三次】】

第4章 健康と福祉のまちづくり  
施策3 (1)放射線による健康不安への対策 P81

当面の事業概要

<令和5年度>

○自家消費野菜等の放射能検査事業

- ・自家消費農作物（家庭菜園等）、野生の山菜・キノコ等の測定。
- ・浪江町立なみえ創生小学校・中学校・浪江にじいろこども園の給食に使用する食材等の測定。
- ・検査に要する測定装置については、年1回の点検校正業務を行う。
- ・検査結果は、毎月広報等へ掲載する。

<令和6年度以降>

継続しての実施を予定。

地域の帰還・移住等環境整備との関係

自家消費野菜等の放射能検査体制を整備・維持することにより、内部被ばくを未然に防ぎ町民の健康を守るとともに、町民及び児童・生徒・保護者が抱える食への不安を軽減し、食品等に対する安心・安全を確保することにつながる。また、検査結果を公表し、食品の安全性を町民自らの目で確かめることにより、町内での農業再開や帰町後の町民の生きがいづくりや、帰町のための判断材料となり、ふるさとへの帰町意識を醸成させることにつながる。放射能検査ができる体制を整え、自ら採取した山菜やきのこ類、自家用農作物の検査を実施することで、放射能の現状を正しく理解、認識することにより原発事故以前の地域コミュニティの絆が再生でき、牽いては、地域全体の再生が実現できる。

関連する事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号

事業名

交付団体

基幹事業との関連性

(様式 1 - 3)

福島県(浪江町)帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和 5 年 1 月時点

NO.	73	事業名	農山村地域復興基盤総合整備事業 (営農再開支援水利施設等保全事業) 基金型	事業番号	(5) -40-3
交付団体	浪江町		事業実施主体 (直接/間接)	浪江町 (直接)	
総交付対象事業費	(648,250) 792,412 (千円)		全体事業費	(648,250) 792,412 (千円)	
帰還・移住等環境整備に関する目標					
<p>東日本大震災によりすべての町民が避難したため、長期間農用地等の適切な管理をすることができなかった。そのため、農業用水利施設等の機能低下が進んでおり、営農再開の大きな支障となっている。そこで、本事業を導入して農業用水利施設等の整備、修繕を進めることにより、速やかに営農再開が実現できる状況の構築および農作業の効率化を進め、もって農業者の営農再開意欲の向上による住民の帰還促進、地域農業の再建を図る。</p>					
事業概要					
(1) 事業の概要					
<p>浪江町は、平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災による福島第一原子力発電所事故の影響により、すべての町民が避難したが、平成 29 年 3 月 31 日に一部の避難区域の解除が行われた。</p> <p>しかし、営農再開にあたり管理することができなかった農業用排水施設の機能が著しく低下しているため、大きな障害となっている。</p> <p>そのため、本事業により農業用排水施設の補修・補強及び適切な保全管理を実施し、営農再開ができる環境を整備していく必要があることから、平成 29 年 3 月 31 日に避難指示が解除された地域及び令和 5 年 3 月末に避難指示が解除される予定の特定復興再生拠点区域内で営農意欲のある地域から順次整備を進め営農者と合意形成を図りながら調査・設計及び施工を一体的に進め、確実に営農再開できる環境整備を行うものとする。</p>					
(2) 事業量					
1. 調査・設計費 一式					
2. 管理費					
1) 農業用排水施設の保全管理 一式					
2) 農業用排水施設の補修・補強 一式					
(3) 復興計画への位置づけ					
【浪江町復興計画第 2 次】(抜粋)					
第 1 章 先人から受け継ぎ、次世代へ引き継ぐ“ふるさと”なみえを再生する					
施策 6 農林漁業の再興					
(1) 新たな環境基盤による営農再開					
《これからの取組》					
イ 生産基盤の整備・強化					
(ウ) 大柵ダム関連施設(農業用水路等)の確実な復旧					
当面の事業概要					
<平成 29 年度～令和 4 年度>					
○第 18 回申請					
【申請】 調査測量設計 一式					
土砂撤去・除草 16.5 km、用水路補修 13 箇所、給水栓補修 21 箇所、落水工補修 21 箇所					
【実績】 調査測量設計 一式					
除草 0.35ha、用水路補修 13m、給水栓補修 117 箇所、落水工補修 68 箇所					
○第 20 回申請					

【申請】 調査測量設計 一式  
土砂撤去・除草 34.0km、用排水路補修・補強 4.0km

【実績】 調査測量設計 一式  
土砂撤去 5,564m<sup>3</sup>、用水路補修・補強 294m、給水栓補修 6箇所、落水工補修 60箇所  
ため池補修 2箇所、ため池電気設備補修 一式

○第24回申請

【申請】 調査測量設計 一式  
用排水路土砂撤去等 16.3km、用排水路等補修・補強 11箇所

【実績】 調査測量設計 一式  
用水路補修・補強 522m、給水栓補修 44箇所、落水工補修 1箇所、ため池補修 2箇所  
用水路ゲート補修 9箇所

○第29回申請

【申請】 用水路の土砂撤去 3.7km、用水路の補修・補強 5.5km

【実績】 調査測量設計 一式  
用水路の土砂撤去 3.7km、除草 0.17ha 用水路の補修・補強 5.5km

○第33回申請

【申請】 排水路補修 255m、水門補修 1式

○第36回申請

【申請】 調査測量設計 一式、用排水路の補修・補強 0.8 km 用水路等の土砂撤去 L=8.2 km

○第38回申請

【申請】 調査測量設計 一式 用水路等の土砂撤去 L=18.0 km

○第42回申請

【申請】 調査測量設計 一式 用水路等の土砂撤去 L=10.4 km  
弁復旧工（空気弁 7箇所、制水弁 2箇所）  
給水栓復旧工 12箇所 パイプライン復旧工 4箇所  
農業用排水施設の保安全管理 一式（3施設）

地域の帰還・移住等環境整備との関係

本事業を導入して農業用排水施設の補修・補強及び保安全管理を進めることにより、速やかに営農再開が実現できる状況の構築および農作業の効率化を進め、もって農業者の営農再開意欲の向上による住民の帰還促進、地域農業の再建を図る。

関連する事業の概要

特になし

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号

事業名

交付団体

基幹事業との関連性

(様式 1 - 3)

福島県(浪江町)帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和 5 年 1 月時点

NO.	123	事業名	農山村地域復興基盤総合整備事業（復興整備実施計画） 浪江地区（基金型）	事業番号	(5)-40-5
交付団体	浪江町		事業実施主体（直接/間接）	浪江町（直接）	
総交付対象事業費	67,656（千円）		全体事業費	67,656（千円）	
帰還・移住等環境整備に関する目標					
<p>避難指示区域のある浪江町において、大震災以前は、地域農業者を中心に農業用施設並びに農用地の保全管理を行いながら、水稲を中心とした営農活動を行ってきた。</p> <p>しかしながら、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い、農業用施設を管理する地域農業者が減り、従前のような適切な維持管理が困難となり、施設の劣化や機能低下が進んでいる。</p> <p>本町においては、震災後の避難指示や除染等により営農再開できない農地が散在し、面的な営農再開が進まない状況もあるが、一部地域では作付けが再開されており、本地区においても、農家の営農意欲が高く、営農再開に向けた取組みが行われている。</p> <p>よって、本事業を導入することにより、老朽化したため池を改修することで営農再開及び住民の早期帰還を促進し、加えて農村地域の防災機能向上を図り再生加速化を推進する。</p>					
事業概要					
(1) 事業の概要					
<p>避難指示により長期避難を余儀なくされ、ため池の適切な管理を行うことができなかったため、取水施設及びため池付帯施設の老朽化が急激に進み、貯水能力に支障を来している。</p> <p>老朽化したため池の改修を行うことにより、安定した農業用水の確保が可能になるとともに、ため池の防災機能を向上させることにより、営農再開及び地域住民の帰還を促進し、地域の復興再生に資することを目的とする。</p>					
(2) 事業量					
〈第 42 回〉					
実施計画策定業務 5 箇所					
福島再生加速化交付金（帰還・移住等環境整備）交付要綱（農林水産省）別添 1-18					
(3) 復興計画への位置付け					
【浪江町復興計画第 3 次】（抜粋）					
第 1 章 夢と希望のある産業と仕事づくり					
施策 1 農林水産業の再興					
(1) 農業の再開					
《これからの取組》					
エ 農業と再開できる環境の再生					
(イ) 農業用ため池の防災・減災の推進					
当面の事業概要					
〈令和 5・6 年度〉 実施計画策定					
地域の帰還・移住等環境整備との関係					
<p>避難指示中にため池の管理が不可能となり、取水施設等の老朽化が急激に進んだため、本対策を進めることにより、営農再開が実現できる状況を構築し、地域農業の再建、農業者の営農再開意欲の向上及び住民帰還を図る。</p>					

関連する事業の概要	
関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

福島県(浪江町)帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和 5 年 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	122	事業名	福島高度集成材製造センター製品保管倉庫整備事業	事業番号	(5)-45-3
交付団体	浪江町		事業実施主体 (直接/間接)	浪江町 (直接)	
総交付対象事業費	(4,152(千円) 304,352(千円)		全体事業費	(4,152(千円) 304,352(千円)	
帰還・移住等環境整備に関する目標					
<p>福島高度集成材製造センター (FLAM) は、国及び福島県が策定した福島イノベーションコースト構想における“県産材の新たな需要創出プロジェクト”を実現し、林業の再開と雇用の場をを図ることを目的に本事業を活用して整備された施設であり、平成 30 年度から令和 2 年度にかけて整備が行われた。</p> <p>施設の整備が進む一方で、世界的なカーボンニュートラル実現に向けた機運が高まり、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律が施行され、木材への注目と需要が高まっており、大阪・関西万博での大型木造構造物をはじめ、多くの木造ビル等の大型プロジェクトが計画されているほか、浪江町においても浪江駅周辺整備事業において集成材等の木材活用を予定している。</p> <p>本事業は、上記の需要に対応できる生産出荷体制を整えるため製品保管倉庫を整備し、高品質の集成材を安定的に供給することで、施設の整備目標である林業の再開と雇用の場の創出に寄与することを目標とする。</p> <p>また、製品保管倉庫の整備により、5 人の新規雇用創出及び、令和 10 年度までに 16,000m<sup>3</sup>/年を達成することを目標とする。</p>					
事業概要					
1 事業概要					
<p>福島高度集成材製造センターは、本交付金を活用して整備した集成材工場であり、今年度稼働を開始した。受注を開始したところ、想定以上に需要があり、かつ、中大規模建築物向けの様々な形状・大きさの製品や、製造工程が多段階のため製造途中での一時的な保管が必要となる製品へのニーズが多いことから、より保管スペースの増設が必要になった。このため、同センター敷地内に製品保管倉庫 1 棟を増設整備する。</p> <p>なお、製品保管倉庫の運営主体は、現在同センターを公設民営方式により運営している (株) ウッドコアとする。</p> <p>総事業費： 304,352 千円 令和 4 年度は、調査・設計費 4,152 千円 令和 5 年度 建築工事及び工事監理費 300,200 千円</p> <p>事業年度： 令和 4 年度～令和 5 年度 敷地面積： 59,089.98m<sup>2</sup> (棚塩産業団地 3 街区) 建屋面積： 延床面積 1,382.30m<sup>2</sup> 生産規模： 16,000m<sup>3</sup>/年 (R10) 地域材利用量： 54,811m<sup>3</sup>/年 (R10)</p>					
※浪江町復興計画【第三次】における位置づけ					
復興の基本方針 I 夢と希望のある産業と仕事づくり					
施策 1 農林水産業の再興					
取組 (2) 林業の再開・漁業の再開 町の豊かな海、山、川を再生し、漁業・林業の再開を推進します。					
目指す姿と取組 国、県、町が一体となり、これまで実施してきた国の「里山再生モデル事業」の後継事業である「里山再生事業」や県の「ふくしま森林再生事業」の継続、加えて FLAM と連携した森林施業により、森林・林業・木材産業の再生に向けた実証・取組を推進します。					
当面の事業概要					

<令和4年度>

製品保管庫の調査設計（1か所）

<令和5年度>

製品保管庫の建築工事、工事施工監理（1か所）

地域の帰還・移住等環境整備との関係

製品保管倉庫の整備により、地域材の取扱量が増加し製品供給量が増えることから、5人程度の追加雇用を見込んでいる。これにより帰還・移住等の推進とともに、林業再生による地域再生を図る。

関連する事業の概要

福島再生加速化交付金／原子力災害被災地域産業団地等整備等支援事業（棚塩産業団地の造成）  
木材加工流通施設等整備事業（福島県間接 FLAM の整備）

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号

事業名

交付団体

基幹事業との関連性

(様式 1-3)

福島県(浪江町)帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和5年1月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	125	事業名	浪江町産業団地整備可能性等調査事業	事業番号	(6)-46-9
交付団体	浪江町		事業実施主体(直接/間接)	浪江町(直接)	
総交付対象事業費	19,985(千円)		全体事業費	19,985(千円)	
帰還・移住等環境整備に関する目標					
<p>浪江町では浪江町復興計画【第三次】に掲げる基本方針である「夢と希望のある産業と仕事づくり」に向け、企業誘致を推進することで、新たな産業と雇用の創出を図り活気と賑わいのあるまちを目指している。</p> <p>町内には平成28年度以降4つの産業団地の整備を進め、全30区画のうち23区画で企業立地済み又は立地確定となっており、残り7区画(藤橋産業団地2区画、南産業団地5区画)となっている。残りの区画についても引き合いが多く、令和5年度中に大半の区画で立地合意となる見通しである。</p> <p>また、棚塩産業団地(第二期)として整備を進めている「棚塩 RE100 産業団地」については、令和7年度に5区画が供用開始となる見込みであり、脱炭素社会の実現に向けて“RE100(再生可能エネルギー100%)”に賛同する企業からの問い合わせ等が多く寄せられている状況であり、早期に満床となる見通しである。</p> <p>さらには、イノベーション・コースト構想の進捗に合わせた研究施設等の新たな業種を含めた立地の動きや、令和5年3月に予定されている特定復興再生拠点区域の避難指示解除に伴う新たなエリアでの企業立地の可能性が高まると考えられる。</p> <p>これらのことから、町内に複数存在する好立地エリアについて、この地域を企業誘致エリアとして産業団地化する可能性調査と、エリアごとに最適とされる産業の抽出検討を行い、切れ目ない産業創出を図ることを目的とする。</p>					
事業概要					
1 事業概要					
(1) 新たな産業団地候補地の調査選定					
町内の好立地エリアについて、現地踏査や土地利用上の位置づけ(都市計画、農地)、整備に必要な期間等の情報を基に、産業団地としての整備可能性を整理する。また、整備可能と判断した場合、必要な造成やインフラ整備を検討しまとめる。なお、現時点で想定される産業団地候補地は次のとおり。					
ア 常磐道浪江インター周辺					
イ 旧サンプラザ跡地(中心部大型商業施設跡地)周辺					
ウ 浪江小学校及び中央公園周辺					
エ 請戸地区防災集団移転促進事業の移転元地					
オ 津島地区、室原地区等の特定復興再生拠点区域内					
(2) 町の復興に資する産業の誘致検討					
上記の整備可能性調査の結果と合わせ、町内及び周辺市町村への企業立地状況、イノベーション・コースト構想の進捗状況等を踏まえ、既存産業団地等と差別化を図りつつ町の復興に資する産業等を検討する。					
※浪江町復興計画【第三次】における位置づけ					
復興の基本方針 I 夢と希望のある産業と仕事づくり					
施策2 新たな産業と雇用の創出					
取組(2) 企業誘致の推進 新たな産業の誘致を推進します					
目指す姿と取組 町民の帰還や移住・定住の推進には、魅力ある仕事づくりが必要です。FH2R や福島 RTF 浪江滑走路等が立地する魅力ある研究・実証環境の発信と国・県等の各種復興関連支援制度による積極的な企業誘致を継続し、雇用の場の確保と地域経済の再生に取り組みます。					
当面の事業概要					
<令和5年度>					
産業団地整備可能性及び誘致産業の調査検討					

地域の帰還・移住等環境整備との関係
今後の避難指示区域の解除等を見据えると、産業団地の整備は、これまでにない新たな風を起こすものであり、町民の帰還はもとより、雇用の創出や地域経済の再生など、その後の復興・発展に大きく寄与するものである。
関連する事業の概要
福島再生加速化交付金／原子力災害被災地域産業団地等整備等支援事業（町内各産業団地の造成）

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1 - 3)

福島県(浪江町)帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和 5 年 1 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

No.	98	事業名	移住・定住情報発信事業	事業番号	7-49-1
交付団体		浪江町	事業実施主体(直接/間接)	直接	
総交付対象事業費		(6,406(千円) 10,384(千円)	全体事業費		(6,406(千円) 10,384(千円)
帰還・移住等環境整備に関する目標					
当町は、6年間の全町避難を経て、平成29年3月31日に一部地域の避難指示が解除された。役場機能を本庁舎に戻し、本格的な復旧・復興事業を進めてきたところ、令和4年11月末時点の町内居住人口は1,934人となっている。町内居住人口は着実に増えてはいるものの、震災前の約21,000人に比べ1割に満たない状況である。震災前の賑わいを取り戻し、次世代にまちを残し、伝えていくためには人口の増加が必要であり、避難町民の帰還促進のみならず、新たな流入人口を増やし、移住・定住を促進する必要がある。					
事業概要					
当町が持つさまざまな魅力を移住希望者にアピールし、移住・定住を促進するためのPR用ガイドブック・チラシを増刷により引き続き作成するとともに、新たに移住定住ランディングページを制作し浪江町の移住支援施策や移住環境の情報を効果的に発信する。また、昨年度も参加した移住に関する相談会やオンライン相談会等イベントに出展し、より効果の高い情報発信活動を展開する。					
〈本事業の位置づけ〉					
○浪江町復興計画【第三次】(令和3年3月策定)					
第5章 絆の維持と持続可能なまちづくり					
施策2 移住・定住の推進					
〈目指す姿と取組〉					
◆移住・定住を推進するためには、本町への興味・関心からはじまり、交流、体験、移住、定住につづくステップ・階層に合わせた施策が必要です。相談窓口を一層強化するとともに、住居取得に係る補助金など各種支援制度を継続して推進します。加えて、お試し居住、お試し就労等新たな移住・定住支援施策の取組を行うとともに、暮らしの情報や独自の移住・定住支援施策など町の魅力を国内外に情報発信します。					
◆大学や各種団体と連携した交流機会の創出等を通じて、町への新規移住・定住者を増加させる仕組みづくりを推進します。					
〈施策の展開〉					
(1)移住・定住の促進					
ア 町への帰還支援					
イ 空き家対策の推進					
ウ 移住促進の情報発信・入口支援					
エ 移住者の定住促進支援					
○浪江町総合戦略(第2期)(令和2年3月策定)					
基本目標2 交流・関係人口の拡大、定住の促進					
施策2 移住・定住を促進する仕組みづくり					
◆施策2-1:移住・定住等施策の推進					
・移住・定住、交流及び関係人口を創出・拡大するため、相談窓口の設置などの取組を推進します。					
・空き家の紹介など各種支援制度や情報提供体制の整備を推進します。					
・暮らしの情報や移住・定住支援施策など、町の魅力を積極的に発信します。					
◆施策2-2:交流機会の創出					
・移住を積極的に受け入れ、新たな視点での町の振興を進めます。					
・NPOや各種団体と連携し、各種イベントなど若者が集う機会を創造します。					

## 当面の事業概要

### <令和5年度>

#### 1 ガイドブック・チラシの増刷【継続】

令和4年度に作成したガイドブック・チラシを増刷します。

##### (1)掲載内容

- ・ガイドブック 660千円  
町の概要、暮らし情報、住宅情報、子育て・教育環境、仕事情報、移住者インタビュー、浪江町市街地マップによる町内施設名簿、交通アクセス、観光・特産品情報等
- ・チラシ 176千円  
移住定住相談窓口のご案内

##### (2)活用想定シーン

- ・移住定住相談窓口
- ・ふるさと回帰支援センター等県外移住相談窓口
- ・浪江駅や道の駅なみえ等町内施設
- ・移住定住相談会等イベント出展時

#### 2 移住定住ランディングページの制作【新規】

検索結果やSNS等から流入した移住希望者に対して、町が提供する支援施策や住環境の情報、起業支援等の情報に効果的に誘導し、あわせて浪江町のイメージ向上につなげるためのランディングページを制作します。

##### (1) ページ内容

ステートメント・コンセプトメッセージや浪江町の写真・動画で構成する洗練されたデザインのページを作成。既存の浪江移住ガイドページやナミエシカのHPへのリンクを設置する。

##### (2) 制作費用

- ・ページ作成費 1,397千円
- ・保守費用 198千円

#### 3 移住に関する相談会やオンライン相談会等イベント出展

##### (1)出展予定イベント及び出展料・荷物配送料【継続（ふるさと回帰センター会費・配送料は新規）】

- ア 東北U・Iターン大相談会（例年7月頃開催・東京交通会館） 55千円
- イ ふるさと回帰フェア（例年9月頃開催・東京国際フォーラム） 171千円
- ウ 福島くらし&しごとフェア（例年11月頃開催・東京交通会館）
- エ 移住・交流&地域おこしフェア（例年1月頃開催・新宿住友ビル） 264千円（2日間出展）
- オ 12市町村移住支援センター主催イベント2回
- カ 出展物品配送料（6回×8,000円） 48千円

##### (2)イベント出展旅費【継続】

- ・東京出張（上記ア～エのイベント4回+12市町村移住支援センター主催イベント（オ）2回）  
電車賃14,780円+宿泊費13,100円+日当5,200円）×4人×6回 794千円

##### (3)イベント出展時消耗品【継続】

- ・ガイドブック配布用バッグ 300枚 114千円
- ・ウェットティッシュ 2000セット 102千円

### <令和6年度>

継続して移住に関する情報発信の取組や、相談会・オンライン相談会等イベント出展を予定。

## 地域の帰還・移住等環境整備との関係

移住者を積極的に受け入れることで居住人口が増加し、賑わいのある安全・安心な町内生活環境の創出につながることで、帰還検討者にとっても帰りやすい町となり帰還促進効果も期待できる。

## 関連する事業の概要

- ・移住・定住相談窓口体制整備事業
- ・移住検討者お試し宿泊事業
- ・移住相談・チャレンジ拠点整備事業

- ・ 移住者向け住宅支援事業
- ・ 起業家呼び込み・育成事業

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1 - 3)

福島県(浪江町) 帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和 5 年 1 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

No.	99	事業名	移住・定住相談窓口体制整備事業	事業番号	7-49-2
交付団体		浪江町	事業実施主体(直接/間接)	直接	
総交付対象事業費		(47,715(千円) 70,914(千円)	全体事業費		(47,715(千円) 70,914(千円)
帰還・移住等環境整備に関する目標					
<p>当町は、6年間の全町避難を経て、平成29年3月31日に一部地域の避難指示が解除された。役場機能を本庁舎に戻し、本格的な復旧・復興事業を進めてきたところ令和4年11月末時点の町内居住人口は1,934人となっている。町内居住人口は着実に増えてはいるものの、震災前の約21,000人に比べ1割に満たない状況である。震災前の賑わいを取り戻し、次世代にまちを残し、伝えていくためには人口の増加が必要であり、避難町民の帰還促進のみならず、新たな流入人口を増やし、移住・定住を促進する必要がある。</p>					
事業概要					
<p>当町への移住希望者のニーズにきめ細かく、かつ柔軟に対応するため、ワンストップで支援する相談拠点の設置をはじめ、様々な関連業務を一体的に取り組むことで、移住定住の推進を図る。</p>					
〈本事業の位置づけ〉					
○浪江町復興計画【第三次】(令和3年3月策定)					
第5章 絆の維持と持続可能なまちづくり					
施策2 移住・定住の推進					
〈目指す姿と取組〉					
◆移住・定住を推進するためには、本町への興味・関心からはじまり、交流、体験、移住、定住につづくステップ・階層に合わせた施策が必要です。相談窓口を一層強化するとともに、住居取得に係る補助金など各種支援制度を継続して推進します。加えて、お試し居住、お試し就労等新たな移住・定住支援施策の取組を行うとともに、暮らしの情報や独自の移住・定住支援施策など町の魅力を国内外に情報発信します。					
◆大学や各種団体と連携した交流機会の創出等を通じて、町への新規移住・定住者を増加させる仕組みづくりを推進します。					
〈施策の展開〉					
(1)移住・定住の促進					
ア 町への帰還支援					
イ 空き家対策の推進					
ウ 移住促進の情報発信・入口支援					
エ 移住者の定住促進支援					
○浪江町総合戦略(第2期)(令和2年3月策定)					
基本目標2 交流・関係人口の拡大、定住の促進					
施策2 移住・定住を促進する仕組みづくり					
◆施策2-1:移住・定住等施策の推進					
・移住・定住、交流及び関係人口を創出・拡大するため、相談窓口の設置などの取組を推進します。					
・空き家の紹介など各種支援制度や情報提供体制の整備を推進します。					
・暮らしの情報や移住・定住支援施策など、町の魅力を積極的に発信します。					
◆施策2-2:交流機会の創出					
・移住を積極的に受け入れ、新たな視点での町の振興を進めます。					
・NPOや各種団体と連携し、各種イベントなど若者が集う機会を創造します。					
※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください					

**当面の事業概要**

〈令和5年度〉

1 移住定住相談窓口実施業務

- ・ 相談対応
- ・ 移住定住に関する情報収集及び整理
- ・ 移住者獲得に向けた情報発信
- ・ 移住フェア等イベントへの出展参加
- ・ 移住者交流会の開催
- ・ 業務マニュアルの作成及びデータ整理

2 人員体制

相談員を2名配置するとともに、その他適切かつ十分な人員体制のもとで進める。

〈令和6年度以降〉

継続して実施予定。

**地域の帰還・移住等環境整備との関係**

移住者を積極的に受け入れることで居住人口が増加し、賑わいのある安全・安心な町内生活環境の創出につながることで、帰還検討者にとっても帰りやすい町となり帰還促進効果も期待できる。

**関連する事業の概要**

- ・ 移住・定住情報発信事業
- ・ 移住検討者お試し宿泊助成事業
- ・ 移住相談・チャレンジ拠点整備事業

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

**関連する基幹事業**

事業番号	
事業名	
交付団体	

**基幹事業との関連性**

(様式 1-3)

福島県(浪江町)帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和 5 年 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	100	事業名	移住検討者お試し宿泊事業	事業番号	7-49-3
交付団体	浪江町		事業実施主体(直接/間接)	浪江町(直接)	
総交付対象事業費	(3,722(千円) 9,858(千円)		全体事業費	(3,722(千円) 9,858(千円)	

帰還・移住等環境整備に関する目標

当町は、6 年間の全町避難を経て、平成 29 年 3 月 31 日に一部地域の避難指示が解除された。役場機能を本庁舎に戻し、本格的な復旧・復興事業を進めてきたところ、令和 4 年 11 月末時点の町内居住人口は 1,934 人となっている。町内居住人口は着実に増えてはいるものの、震災前の約 21,000 人に比べ 1 割に満たない状況である。震災前の賑わいを取り戻し、次世代にまちを残し、伝えていくためには人口の増加が必要であり、避難町民の帰還促進のみならず、新たな流入人口を増やし、移住・定住を促進する必要がある。

事業概要

県外からの移住検討者が町内に安価に滞在できる環境を提供することで、浪江町をより知っていただき、移住・移転の増加に繋げることを目的とする。

短期間の宿泊(5泊以内)では町内宿泊施設を利用した際の宿泊費の一部を補助する。

長期間の宿泊(1ヶ月以内)では町営宿泊施設「福島いこいの村なみえ」のコテージ棟を活用した長期滞在費の一部を補助する。

また、レンタカー・レンタサイクルの利用補助により、移住検討者に浪江町の生活を体験していただく。移住検討者は、移住・定住相談窓口で移住計画書を提出し、フォローを受けることで移住前の不安解消に繋げる。

〈本事業の位置づけ〉

○浪江町復興計画【第三次】(令和 3 年 3 月策定)

第 5 章 絆の維持と持続可能なまちづくり

施策 2 移住・定住の推進

〈目指す姿と取組〉

◆移住・定住を推進するためには、本町への興味・関心からはじまり、交流、体験、移住、定住につづくステップ・階層に合わせた施策が必要です。相談窓口を一層強化するとともに、住居取得に係る補助金など各種支援制度を継続して推進します。加えて、お試し居住、お試し就労等新たな移住・定住支援施策の取組を行うとともに、暮らしの情報や独自の移住・定住支援施策など町の魅力を国内外に情報発信します。

◆大学や各種団体と連携した交流機会の創出等を通じて、町への新規移住・定住者を増加させる仕組みづくりを推進します。

〈施策の展開〉

(1) 移住・定住の促進

ア 町への帰還支援

イ 空き家対策の推進

ウ 移住促進の情報発信・入口支援

エ 移住者の定住促進支援

○浪江町総合戦略(第 2 期)(令和 2 年 3 月策定)

基本目標 2 交流・関係人口の拡大、定住の促進

施策 2 移住・定住を促進する仕組みづくり

<p>◆施策 2-1：移住・定住等施策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・移住・定住、交流及び関係人口を創出・拡大するため、相談窓口の設置などの取組を推進します。</li> <li>・空き家の紹介など各種支援制度や情報提供体制の整備を推進します。</li> <li>・暮らしの情報や移住・定住支援施策など、町の魅力を積極的に発信します。</li> </ul> <p>◆施策 2-2：交流機会の創出</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・移住を積極的に受け入れ、新たな視点での町の振興を進めます。</li> <li>・NPO や各種団体と連携し、各種イベントなど若者が集う機会を創造します。</li> </ul>
--

**当面の事業概要**

<p>&lt;令和 5 年度&gt;</p> <p>1 短期宿泊費補助</p> <p>(1) 宿泊費低廉化に要する補助 450 千円 (180 泊分)</p> <p>移住検討者が町内宿泊施設に利用した際に、宿泊費を 2,500 円割引。割引分を町内宿泊施設に補助する。 R3 年度から R4 年度にかけて利用者が増加している。</p> <p>2 長期宿泊費補助</p> <p>(1) 宿泊費低廉化に要する補助 5,006 千円 (一人利用：30 回分、二人利用：6 回分)</p> <p>福島いこいの村なみえコテージ棟の月額宿泊費を設定。移住検討者は月額 2 万円とし、月額宿泊費との差額を福島いこいの村なみえに補助する。実績 R3 年度 6 回、R4 年度 12 月末時点の見込み 25 回 (予約等含む) で前年比利用者増</p> <p>(2) レンタサイクル配備に要する費用 20 千円 (維持管理費：4 千円/台 5 台)</p> <p>移住検討者に無料貸出し、町内散策に活用してもらう。</p> <p>(3) レンタカー利用に要する補助 660 千円 (月額料金：66 千円 10 回分)</p> <p>浪江観光レンタカーの移住検討者向けレンタカー料金を利用した場合、利用料金を補助する。 ※ガソリン代は個人負担</p> <p>&lt;令和 6 年度&gt;</p> <p>継続して実施予定。</p>
---

**地域の帰還・移住等環境整備との関係**

<p>移住者を積極的に受け入れることで居住人口が増加し、賑わいのある安全・安心な町内生活環境の創出につながることで、帰還検討者にとっても帰りやすい町となり帰還促進効果も期待できる。</p>
--

**関連する事業の概要**

<ul style="list-style-type: none"> <li>・移住定住情報発信事業</li> <li>・移住定住相談窓口体制整備事業</li> <li>・移住相談・チャレンジ拠点整備事業</li> </ul>
---

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

**関連する基幹事業**

事業番号	
事業名	
交付団体	

**基幹事業との関連性**

This area is intentionally left blank for content
---

(様式 1 - 3)

福島県（浪江町）帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和 5 年 1 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	118	事業名	移住者向け住宅支援事業	事業番号	7-49-8
交付団体		浪江町	事業実施主体（直接/間接）	浪江町（直接）	
総交付対象事業費		(12,960 (千円) 30,117 (千円)	全体事業費	(12,960 (千円) 30,117 (千円)	
帰還・移住等環境整備に関する目標					
<p>当町は、6 年間の全町避難を経て、平成 29 年 3 月 31 日に一部地域の避難指示が解除された。役場機能を本庁舎に戻し、本格的な復旧・復興事業を進めてきたところ、令和 4 年 11 月末時点の町内居住人口は 1,934 人となっている。町内居住人口は着実に増えてはいるものの、震災前の約 21,000 人に比べ 1 割に満たない状況である。震災前の賑わいを取り戻し、次世代にまちを残し、伝えていくためには人口の増加が必要であり、避難町民の帰還促進のみならず、新たな流入人口を増やし、移住・定住を促進する必要がある。</p>					
事業概要					
<p>移住者が相双地方で就業又は起業し、町内不動産が管理する賃貸住宅に入居する場合、家賃割引を最大 2 年間受けられる。</p> <p>&lt;対象者&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・平成 23 年 3 月 11 日時点で浪江町に住民票登録されていない人</li><li>・令和 3 年 4 月 1 日以後に転入し、5 年以上定住する人</li><li>・相双地方において就業または起業する人</li><li>・不動産管理業を営む町内事業者が管理する賃貸住宅に入居する人</li></ul> <p>&lt;本事業の位置づけ&gt;</p> <p>○浪江町復興計画【第三次】（令和 3 年 3 月策定）</p> <p>第 5 章 絆の維持と持続可能なまちづくり</p> <p>施策 2 移住・定住の推進</p> <p>&lt;目指す姿と取組&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>◆（前略）お試し居住、お試し就労等新たな移住・定住支援施策の取組を行うとともに、暮らしの情報や独自の移住・定住支援施策など町の魅力を国内外に情報発信します。</li></ul> <p>&lt;施策の展開&gt;</p> <p>(1) 移住・定住の推進</p> <p>ア 町への帰還支援</p> <p>イ 空き家対策の推進</p> <p>ウ 移住促進の情報発信・入口支援</p> <p>エ 移住者の定住促進支援</p> <p>○浪江町総合戦略（第 2 期）</p> <p>基本目標 2 交流・関係人口の拡大、定住の促進</p> <p>施策 2 移住・定住を促進する仕組みづくり</p> <ul style="list-style-type: none"><li>◆施策 2-1：移住定住等施策の推進（抜粋）</li><li>・空き家の紹介など各種支援制度や情報提供体制の整備を推進します。</li></ul>					
当面の事業概要					
<令和 5 年度>					
1 家賃割引に要する補助 17,157 千円					
補助対象者（移住者）と不動産会社との契約家賃（月額/37,000 円を超える家賃）に対し 40 千円を上限に補助					

することで、移住者の家賃負担の軽減を図り、移住に係る経済的支援を行う。

令和5年度想定：42人（R3年度交付決定者2人 R4年度見込み者20人 R5年度新規交付者20人）  
継続者 22人の月額補助額実績×12カ月＝7,557千円  
5年度新規 20人×40千円/月×12カ月 ＝9,600千円 合計17,157千円

※想定人数根拠：

- ①継続対象者：R3年度からの継続 2人 R4年度からの継続見込み20人 計22人
- ②新規交付者：20人

<令和6年度>

継続して実施予定

#### 地域の帰還・移住等環境整備との関係

移住者が戸建てを購入するケースは少ない。賃貸住宅を希望するも物件数も少なく、家賃も他地域より高い傾向。家賃割引により、移住者を呼び込むとともに、町内不動産に限定することで、町内不動産の投資意欲に繋げる。

#### 関連する事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

#### 関連する基幹事業

事業番号

事業名

交付団体

#### 基幹事業との関連性

(様式 1 - 3)

福島県(浪江町)帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和 5 年 1 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	119	事業名	浪江町起業家呼び込み・育成事業	事業番号	7-49-9
交付団体		浪江町	事業実施主体(直接/間接)	浪江町(直接)	
総交付対象事業費		(112,860(千円) 321,567(千円)	全体事業費	(112,860(千円) 321,567(千円)	
帰還・移住等環境整備に関する目標					
<p>当町は、6年間の全町避難を経て、平成29年3月31日に一部地域の避難指示が解除された。役場機能を本庁舎に戻し、本格的な復旧・復興事業を進めてきたところ、令和4年11月末時点の町内居住人口は1,934人となっている。町内居住人口は着実に増えてはいるものの、震災前の約21,000人に比べ1割に満たない状況である。震災前の賑わいを取り戻し、次世代にまちを残し、伝えていくためには人口の増加が必要であり、避難町民の帰還促進のみならず、新たな流入人口を増やし、移住・定住を促進する必要がある。</p>					
事業概要					
<p>浪江町移住・定住促進中期戦略において、ターゲット層1として復興や地域課題の解決に対する意欲が高い人としてスタートアップ支援を掲げている。</p> <p>移住検討にあたっては移住先での就業先の確保が重要な要素となるが、現状町では、町内で活動する事業者に限られ移住者の就業先が十分とはいえない状況が続いている。また飲食店や小売店、理美容業など日常的なサービスを提供する事業者の不足等が課題となっており、庁内の居住環境を向上させ、移住者を呼び込むためには、その担い手となる人材の呼び込み・育成が急務となっている。</p> <p>加えて、町の活性化のためには移住者が移住者を呼び込む流れを創出することが重要であり、前進・発展する町のイメージ創出につながるスタートアップ起業家の呼び込み・育成や、起業の地としてのわかりやすい魅力の発信を継続的に行っていく必要がある。</p> <p>このような取組を、令和4年度に整備した駅前ワークスペースを活用しながら実施していくことで、町に賑わいをもたらす更なる活性化を図る。また、この事業で行う起業家の呼び込みや起業支援の取組を将来的には駅前に整備する移住相談・チャレンジ拠点を活用して継続していく。</p>					
<p>&lt;本事業の位置づけ&gt;</p> <p>○浪江町復興計画【第三次】(令和3年3月策定)</p> <p>第5章 絆の維持と持続可能なまちづくり</p> <p>施策2 移住・定住の推進</p> <p>&lt;目指す姿と取組&gt;</p> <p>◆(前略)お試し居住、お試し就労等<u>新たな移住・定住支援施策の取組を行う</u>とともに、暮らしの情報や独自の移住・定住支援施策など町の魅力を国内外に情報発信します。</p> <p>&lt;施策の展開&gt;</p> <p>(1)移住・定住の推進</p> <p>ア 町への帰還支援</p> <p>イ 空き家対策の推進</p> <p>ウ 移住促進の情報発信・<u>入口支援</u></p> <p>エ <u>移住者の定住促進支援</u></p>					
当面の事業概要					
<p>&lt;令和5年度&gt;</p> <p>起業呼び込み・育成業務委託 207,999千円</p> <p>(1) ワークスペースの運営</p> <p>トレーラーハウスを活用して整備したワークスペースの運営及び利用の促進を行う。</p> <p>(2) 起業支援・事業化支援</p>					

起業に関する相談対応やセミナー等による新たな起業家呼び込み・育成を行うとともに、事業の成長を図る事業者に向けて、新規事業・新商品開発等の新たな取組の事業化に向けたメンタリングや計画策定を支援する。

(3) スタートアップ支援策の検討

22年度検討した内容を踏まえ、スタートアップの起業を促進するアントレプレナーシップ講座の実施やシード期のスタートアップを対象としたアクセラレーションプログラムを実施する。

(4) ブランド化、魅力向上の検討

起業家にとっての当町の魅力を向上させるため、4年度に検討した内容をさらに掘り下げるとともに、具体化したブランディングプランを並行して随時実施していく。

(5) 全体調整

(1)～(4)に関する全体調整や産学官民連携の検討・対応及び後年度の活動や負担の整理

起業支援ウェブサイト保守管理等委託 709千円

(1) ウェブサイト移設業務 544千円

4年度に製作する起業支援HPのサーバー移行費用

(2) ウェブサイト保守管理業務 165千円

上記ウェブサイトの保守管理費用

<令和6年度以降>

継続して実施予定

地域の帰還・移住等環境整備との関係

起業家の活動が、現在町に存在する様々な課題の解決を促進し、賑わいのある安全・安心な町内生活環境の創出につながることで、帰還検討者にとっても帰りやすい町となり帰還促進効果も期待できる。

関連する事業の概要

- ・移住・定住情報発信事業
- ・移住・定住相談窓口体制整備事業
- ・移住相談・チャレンジ拠点整備事業

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
交付団体	

基幹事業との関連性

--

(様式 1-3)

福島県（浪江町）帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和5年1月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	120	事業名	多様な農業の移住潜在層支援事業	事業番号	7-49-10
交付団体		浪江町	事業実施主体（直接/間接）	浪江町（直接）	
総交付対象事業費		(2,578(千円) 17,318(千円)	全体事業費	(2,578(千円) 17,318(千円)	
帰還・移住等環境整備に関する目標					
<p>当町は、6年間の全町避難を経て、平成29年3月31日に一部地域の避難指示が解除された。役場機能を本庁舎に戻し、本格的な復旧・復興事業を進めてきたところ、令和4年11月末時点の町内居住人口は1,934人となっている。町内居住人口は着実に増えてはいるものの、震災前の約21,000人に比べ1割に満たない状況である。震災前の賑わいを取り戻し、次世代にまちを残し、伝えていくためには人口の増加が必要であり、避難町民の帰還促進のみならず、新たな流入人口を増やし、移住・定住を促進する必要があると考え、令和7年度までに復興や地域課題の課題に対する意欲の高い就農を希望する移住潜在層の獲得目標人数を30人以上としている。</p> <p>なお、第三次浪江町農業再生プログラム（令和3年3月に策定）において、令和7年までの農業の担い手として、新規就農者25人以上、農業関連法人の雇用者数25人以上とする目標を掲げている。</p>					
事業概要					
<p>【事業概要】</p> <p>多様な農業者の育成や新しい働き方を提供する場所づくりを実現する「農業分野の実践型教育の拠点」を創出し、特徴のある農業者の定着を図るため、「アグリイノベーション大学校連携プログラム開発」事業を実施し、移住・定住を促進する。</p> <p>【事業内容】</p> <p>■多様な担い手創出のための拠点構想</p> <p>当町が実施中の「農業学校との連携プログラム開発」では、現在、首都圏等に居住し、就農に興味関心がある人材に当町の農業を知ってもらい、オンライン・オフラインによる座学やワークショップ、ディスカッションを通じて、当町が抱える農業の課題の解決に取り組む実践型のカリキュラムを提供している。</p> <p>同プログラムにより、当町での「就農」や「二拠点居住」、「首都圏での情報発信」等のアクションプランが生み出され、今後の具体的な取り組みの中で、地域の農業者との連携や新たな担い手層へのアプローチが期待されている。</p> <p>このようなプログラムの継続的な実施に向けて、参加者によるアクションプランの実践・実証の場の提供や域内外の農業者、企業等幅広い分野のネットワークの構築が不可欠であることから、本事業において、これらの活動を実現可能なプラットフォーム機能を果たす教育拠点の設置を行う必要がある。</p> <p>（実践・実証されるアクションプランの例）</p> <p>循環農業、ソーラーシェアリング、農家シェアハウス、商品開発・マーケティング、農業ボランティア他</p> <p>【本事業の位置づけ】</p> <p>■浪江町復興計画【第三次】（令和3年3月策定）</p> <p>第1章 夢と希望のある産業と仕事づくり【施策1 農林水産業の再開】</p> <p>◆目指す姿と取組</p> <p>農産物、水産物、地酒、大堀相馬焼などの既存地場産品の他、新たな特産品として定着してきた花きやエゴマ商品などの安全性や品質の良さを様々な機会を捉え、積極的に情報発信するとともに、町内での農業体験ツアーや道の駅での陶芸体験・酒蔵見学など地場産品に触れる機会を創出することにより、風評被害払拭を図ります。</p> <p>また、地場産品を率先して町内で活用する取組を推進するとともに、大学等関係機関と連携して、特産品の開発支援や農林水産物の六次化支援などを積極的に行います。</p> <p>■第三次浪江町農業再生プログラム（令和3年3月策定）</p> <p>第4章 主要施策【主要施策その1「担い手の確保・育成体制の整備」】</p> <p>◆目指す姿と取組</p> <p>農地所有者の営農再開が定率で、将来において担い手が不足することが明らかであるなか、もともとの町内農家の営農への誘導、新規就農者の確保、外部法人への誘致に向けた事業を展開してきたが、より効果的な施策を考案し展開していくことが必要であり、農業を通じて移住・定住促進にも取り組みます。</p> <p>■浪江町移住・定住促進中期戦略（2021～2026）</p> <p>主な取組：5. 移住等の促進に資する主な取組</p> <p>町外の農業学校等と連携し、移住促進や多様な担い手、新たな営農に対する移住潜在層モデル創出のためのプログラム開発を実施していく。</p> <p>ターゲット層：3 まちが獲得したい層</p>					

(ターゲット層1) 復興や地域課題の解決に対する意欲が高い人

## 当面の事業概要

### 【令和5年度】

- ・委託料：14,740千円
- ・目的：県外（関東圏）居住の農業学校在学中、及び卒業した社会人（農業学校卒の移住潜在層）に対し、営農起業後の経営手法も含めた実践型プログラムを提供することで、当該プログラム終了後に浪江町に定住しながら営農を継続するための知見や経験を習得してもらい、浪江町への移住・定住者の増大を図る。
- ・実施時期：2023年5月～2024年3月
- ・内容：就農に興味関心がある人材が、定期的に浪江町を訪問し、浪江町における農水産業等の魅力の調査、居住に向けた計画づくりなど実践的なケーススタディを行いながら、域内の農業者や域外の企業、メーカー等多様な関係者を巻き込んだプログラムを受講できる「農業分野の実践型教育の拠点」を創出する。また、域内の農業生産法人による営農や既存事業はもちろん、新たな営農モデルとして期待される、有機・循環型農業やソーラーシェアリング、データ活用型農業、半農半X、二拠点居住などをテーマに、地域活性化に貢献するアクションプランを継続的に創出するためのプラットフォームの構築を目指す。そのために必要な事業項目は以下（1）～（4）のとおりである。

#### （1）多様な担い手創出のための拠点づくりに向けたネットワークの構築

受託事業者（以下「受託者」という。）は、就農や浪江町に興味関心がある人材が、定期的に浪江町を訪問し、実践的なケーススタディを行うことができる拠点の創出に向けて、域内外の農業者や企業、メーカー等多様な関係者に協力を依頼し、サポーターリストを作成する。

#### （2）ワークショップ&セミナー型イベントの実施

受託者は、就農や浪江町に興味関心がある社会人を対象としたイベントを開催し、浪江町の農業やビジネスについて有識者を交えた意見交換を行うことで、関係人口の拡大や浪江町における就農に対する理解の促進を図る。

#### （3）新たな営農モデル/就農拠点づくりに向けた教育プログラム支援

受託者は、県外の社会人向け農業学校の生徒を対象とした教育プログラムを運営し、参加者自らが浪江町の農業振興や就農に関する学びを深めながら多様なアクションプランを作成し、当該アクションプランを実践・実証するための取り組みを支援する。

なお、アクションプランの作成にあたっては、域内の農業者や企業の事業や新たな営農モデルの創出に寄与するものとなるよう、受託者が有する実績、知見を活用するとともに、外部専門機関の技術を活用する。

#### （4）社会人向け農業学校との連携プログラムの継続

受託者は、上記（3）の教育プログラムの魅力を県外の社会人向け農業学校の生徒に発信することで新規の参加者を発掘し、当該プログラムの継続的な実施に向けた支援を行う。

- ・募集：関東圏の社会人向け農業学校の受講生・卒業生（最大10名程度を定員とする。）

### ■教育プログラム内容は、下記のとおり予定している

時期（予定）	テーマ	内容
令和5年5月	関係者の選定	・サポーターリストの作成 ・参加者の選定 ・実証可能な営農モデルの検討 ・地域内の様々なステークホルダーの確認
令和5年6月 ～令和6年1月	モデルの検討	・ワークショップ&セミナー型イベントの実施 ・連携プログラムの継続 ・調査、まとめ：市場性、強み弱み強み弱みの分析、活用可能な地域資源の探索、収支や販売などの検討
	現地ワーク	・ヒアリング、管理作業体験 ・ワークショップ
	検証・実践	・専門講師からのアドバイス ・プログラムによる営農モデルの検証

令和6年2月	報告会、プレゼン	・収支やビジネスモデルの発表など ・次年度計画の作成
令和6年3月	まとめ	・プログラムのまとめ、改良

【補足：アグリイノベーション大学校について】

アグリイノベーション大学校は、(株)マイファームが運営する社会人向け農業学校であり、関東（千葉、神奈川、埼玉）、関西（大阪、京都）に農場を構え農業技術や農業経営を全般的な学べる場所として運営されている。

これまで姉妹校を含め 2,000 名の卒業生を輩出し、多種多様な人材が集まる。独立就農や雇用就農、移住も増えている。

創設 2011 年。厚生労働省「教育訓練給付金」指定講座（2017 年より）。2018 年、には、日本農業技術検定協会より成績優秀団体として表彰を受ける（最優秀賞団体として「アグリイノベーション大学校関東校」、優秀団体として「アグリイノベーション大学校関西校」）。同年、農林水産省にて開催された「未来につながる持続可能な農業推進コンクール」にてアグリイノベーション大学校が「有機農業・環境保全型農業部門 生産局長賞」を受賞。

【令和6年度】

・委託料：継続して事業実施

地域の帰還・移住等環境整備との関係

移住者を積極的に受け入れることで居住人口が増加し、賑わいのある安全・安心な町内生活環境の創出につながることで、帰還検討者、新規就農者、営農拡大等を検討している農業者に対しても手厚い支援制度を展開しており、併せて帰還促進効果も期待できる。

関連する事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

福島県(浪江町)帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和 5 年 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	124	事業名	移住相談・チャレンジ拠点整備事業	事業番号	7-49-11
交付団体	浪江町		事業実施主体(直接/間接)	浪江町(直接)	
総交付対象事業費	29,760(千円)		全体事業費	29,760(千円)	
帰還・移住等環境整備に関する目標					
<p>当町は、6 年間の全町避難を経て、平成 29 年 3 月 31 日に一部地域の避難指示が解除された。役場機能を本庁舎に戻し、本格的な復旧・復興事業を進めてきたところ、令和 4 年 11 月末時点の町内居住人口は 1,934 人となっている。町内居住人口は着実に増えてはいるものの、震災前の約 21,000 人に比べ 1 割に満たない状況である。震災前の賑わいを取り戻し、次世代にまちを残し、伝えていくためには人口の増加が必要であり、避難町民の帰還促進のみならず、新たな流入人口を増やし、移住・定住を促進する必要がある。</p>					
事業概要					
＜目的＞					
<ul style="list-style-type: none"><li>・定住人口増のために、まずは、認知・興味を持ってもらい、浪江に足を運んでもらうことが重要であるが、その際に移住検討者が相談できる拠点を整備することが必要。</li><li>・拠点を通じて移住検討者のニーズに沿った情報(見学, 体験, 仕事, 住居等)で提供する。</li><li>・コワーキングスペースやシェアオフィス等、新規事業者や起業家が町内で活動始めるためのきっかけとなる場所を提供する。</li><li>・移住検討者と町内事業者等をつなぐことで新しいコミュニティや新しいビジネスが生まれ、地域経済の活性化に繋げる。それらの方々が交流するイベントスペースや飲食スペース等を整備する。</li><li>・上記機能は仮設置スペース等において順次サービス提供を行っているが、すべて集約し、ワンストップで提供する施設を整備する。</li></ul>					
＜機能＞					
<ul style="list-style-type: none"><li>・移住相談窓口</li><li>・チャレンジオフィス</li><li>・会議スペース</li><li>・コワーキングスペース 等</li></ul>					
＜延床面積(予定)＞					
1800 m <sup>2</sup> 程度(2 階建て)					
＜検討経緯＞					
<p>当初、本施設は令和 3 年度に基本設計を行う方向で予算計上し、本加速化交付金の第 34 回申請において交付決定も受けたが、年度途中で「浪江駅周辺ランドデザイン基本計画」(以下、「計画」)の策定が決まり、「計画」の内容を踏まえた上で設計を行う必要性が生じたことから予算の執行は行わなかった。</p> <p>また、「計画」制定の過程において、JR 駅舎との合築についても一時協議が行われ、結果として合築は行わないという結論は得たものの、その協議に時間を要した(令和 4 年秋ごろまで)ことから、令和 4 年度についても予算計上及び交付金申請は行っていない。</p> <p>これらの検討の結果、現時点では中心市街地全体の施設配置が確定し、それに伴い本施設についても町の玄関口として駅舎に隣接する敷地に配置することが決定した。また「計画」により本施設は他の周辺施設と大屋根「なみえルーフ」の設置による連続性を意識したデザインとすることとなったが、建物自体と従前と変わらず屋根も含め、独立したものとして設計・建設することとなり、機能面についても従前から特段の変更は生じないこととなっている。</p> <p>なお、計画では、施設の内外装に県産木材を最大限活用することや屋根面や壁面に太陽光発電を最適に配置する</p>					

こと等による RE100 のエネルギーマネジメント等もうたわれており、整備にあたってはこれらの構想を踏まえた検討を行う。

<本事業の位置づけ>

○浪江町復興計画【第三次】（令和3年3月策定）

第5章 絆の維持と持続可能なまちづくり

施策2 移住・定住の推進

<目指す姿と取組>

◆移住・定住を推進するためには、本町への興味・関心からはじまり、交流、体験、移住、定住につづくステップ・階層に合わせた施策が必要です。相談窓口を一層強化するとともに、住居取得に係る補助金など各種支援制度を継続して推進します。

<施策の展開>

(1)移住・定住の促進

ア 町への帰還支援

イ 空き家対策の推進

ウ 移住促進の情報発信・入口支援

エ 移住者の定住促進支援

○浪江町総合戦略（第2期）

基本目標2 交流・関係人口の拡大、定住の促進

施策2 移住・定住を促進する仕組みづくり

◆施策2-1：移住・定住等施策の推進（抜粋）

・移住・定住、交流及び関係人口を創出・拡大するため、相談窓口の設置などの取組を推進します。

当面の事業概要

一団地整備事業における基盤整備の進捗を確認しながら進めていく。令和5年度は基本設計を実施。

<令和5年度>

基本設計業務委託料 29,760千円

<令和6年度>

実施設計業務委託料 約70,000千円

地質調査業務委託費 約10,000千円

令和7年度以降施工予定

地域の帰還・移住等環境整備との関係

関係人口が増えることで町の賑わいを創り出すとともに、移住者が増えることで地域の再生に寄与していく。「人の活動が人を呼ぶ」好循環に繋げていく。

関連する事業の概要

- ・移住定住相談窓口体制整備事業
- ・起業家呼び込み・育成事業

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
交付団体	

基幹事業との関連性

--